

第二十八回
国会

参議院法務委員会會議録第二十九号

昭和三十三年四月十七日(木曜日)午前
十時三十三分開会

法務省矯正
局保安課長 福井 徹君

委員の異動

本日委員戸叶武君及び成瀬隆治君辭任につき、その補欠として清澤俊英君及び山口重彦君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 青山 正一君
理事 大川 光三君
一松 定吉君
棚橋 小虎君
宮城タマヨ君

委員

雨森 常夫君
大谷 肇君
小林 英三君
龜田 得治君
辻 武壽君

国務大臣

法務大臣 唐澤 俊樹君

政府委員

法務政務次官 横川 信夫君

法務省刑事局長 竹内 壽平君

法務省矯正局長 渡部 善信君

事務局側

常任委員 西村 高兄君
会専門員

説明員

法務省刑事
局参事官 神谷 尚男君

本日の會議に付した案件
○派遣委員の報告

○刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○証人等の被害についての給付に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青山正一君) 委員会を開会いたしました。

委員の異動について報告いたしました。

四月十七日付、戸叶武君辭任、清澤俊英君選任、成瀬隆治君辭任、山口重彦君選任、以上であります。

○委員長(青山正一君) 初めに、派遣委員の報告を聴取いたしました。と存じます。

去る四月十二日、十三日の両日、少年院の運営等に関する諸問題の現地調査といたしまして、赤城少年院における職員の実行事件を調査いたしました。と存じます。

宮城委員から御報告申し上げます。○宮城タマヨ君 委員派遣の報告をいたします。

本委員会の決定によりまして、去る昭和三十三年十一月ごろ、赤城少年院に発生いたしました教官による収容少年に対する暴行事件の発生原因及び経過等の実情を調査するために、青山委員長と私は、天久調査員、高橋主事を同伴いたしました。昭和三十三年四月十二日、十三日と二日現地に派遣されました。右調査の結果を概略御報告いたします。

なお、本調査について、法務省の矯正局保安課長福井徹及び東京矯正管区第一部長菊地省三の両氏が御協力、同伴されました。報告書の第一、調査の方法。

まず前橋地方検察庁におきまして、検事正外三名の事件担当検事から、事件の全貌について説明を聞き、疑問の点を明らかにして、その翌日、赤城少年院で関係者から事情を聴取いたしました。

二、調査事項。担当検事による事件の概要。
赤城少年院の教官十三名は、事故を起した少年及び非行少年がいました。場合、これらの少年の自供を聴取するため、または、事故、非行に対する懲戒のために、ときには私情にかられ、院内の規律維持、矯正教育などの美名に隠れまして、収容少年に対し暴行を行っていたことが明らかになりました。その暴行の内容は、全身の水びたし、または、愛のむちと称し、鋼線二本にビニール様のものをかぶせたもので殴打等をしたのであります。

また、同少年院においては、数年来、ボス少年がばっこし、ボス少年の他の少年に対するリンチ事件がかなり

公々然とし、かつ広範に行われ、しかも教官がこれを目撃いたしました。制止しない、ときにはボス少年に命じて他の少年を暴行させることもあり、また、教官の収容少年に対する暴行行為も広範に行われていて、ボディ、パンチ、シャリ抜きなどはしばしば行われ、被害の程度についても、教官が院長に知られることをおそれて医師または看護婦の手当を受けさせないために確認できなかったようなこともたびたびありました。

なお、少年同士による鶏姦行為もあつたようであり、これについては、教官が関係していたか不明な点からいって、できなかったもので、捜査機関といたしましては、少年同士によるものと認定しておるのでございます。

以上が事件のごくあらましであり、まず、右事件に対する捜査機関の取った措置は、事件関係人十三名のうち、三名については公訴を提起し、三名は免職されました。三名の公判はすでに第一回が済みまして、たぶん昨十六日に第二回の裁判があるはずだということでございます。その三人のほか、あとの者につきましては、行政処分がなされておつたのでございます。

二、事件発生原因及び経過。
当少年院の諸施設の不振のために、破壊逃走、寮内の生活の不規律及び創立以来少年を保安助手に使用し、少年たちの中に、いわゆるボス少年が発生

いたしましたことが大きい原因であると思ひます。

このようにして、力による規律維持、逃走防止等がなされました上に、さらに教官に性格的に傾いていると思われる者があつたので、職員同士の和に欠けておるところがあります。うに見えておりました。そのおもな原因とされておるのもそのわけであります。

経過は、昭和三十三年十月一日、多摩少年院に移送されました田中教少年が、訪問した母に語ったことから端を発し、赤城少年院においては、相当の教官による少年暴行事件があると思われて、昭和三十三年十月十九、二十日、東京矯正管区保安課長教育課長外一名が院をたずね、関係少年につき調査いたしましたところ、十数名の少年が教官から暴行を受けた事実を供述いたしました。この事件を檢察庁に通報いたしました。取調べを受けることになったためであります。

昭和三十三年十一月一日、前橋地方檢察庁生田目検事が院に出張いたし、在院少年につき約一カ月間捜査がなされ、昭和三十三年十一月十日、教官根岸敬一が逮捕されました。ほかは身柄不拘束のまま、特別公務員暴行陵虐被疑事件として取調べを受けました。教官十名、常勤補佐員三名が捜査の対象となつたのであります。

昭和三十三年十二月二十四日、萩原長太郎ら五名は懲戒処分になり、院長野村瀧雄以下十名は減俸処分となつた

のであります。

事後の措置は、処遇困難な少年と逃走者を作るおそれのあるボス少年と、逃走等の反則の首謀者と認められる少年ら、計四十二名を東京管内の各少年院に分散移送したし、一時新入院を中止したしまして収容人員の減少をはかり、退職職員の新補充をかねて、職員全般の気分刷新のため、教官七名の配置がえをなしたのでございますが、なお、幹部職員についての配置がえが実施されつつあります。

また、個別処遇に必要な審査室は現在六室しかありませんので、新入院者と在院反則少年が隣接収容され、新入院者に非常に悪影響を与えることから、増設を計画しておることなどが報告されました。そのほか、単独寮舎の新設も考慮中であると報告されました。

教官の経歴。事件関係者並びに一般教官の経歴は、元警察官元看守の経歴を持つ者と特殊な経歴を持つ者が多いように見受けられました。最近当局では、採用基準を高め、矯正教育にふさわしい人を得るために努力していることを認めるのでございますが、なお、一段の努力を要するものというところをこのたびは切実に感じましたことでもあります。

最後に、以上申し述べました事実から、本件のような暴力行為の発生原因はどこに伏在しているかと申しますと、第一に、教官に人を得ていないこと、第二に、ボス少年の発生、第三に、諸施設の不備、第四に、職員の不和、第五に、少年院を矯正局の所管にしていることなどが考えられますので、従って、矯正教育の場である少年

院の運営に当りましては、当局は以上の五点到特に留意いたして、その改善に必要な措置をすみやかに講ぜられるように要望いたしました次第でございます。

時間の関係上、簡単な報告を申ししたのでありますが、材料はみな持つて帰っておりますから、そのこともあわせて報告いたします。

○委員長(青山正一君) 御質疑のおありの方は、御発言願います。なお、政府から法務省渡部矯正局長、福井保安課長お二人の方がお見えになっております。

○一松定吉君 矯正局長にお尋ねしますが、今の報告を聞くと、第一に、少年院のそういう連中に対する指導誘掖の衝に当る指導者に人を得ないということだね。それがしかも巡査とか看守とかいう者の上りが多いということ、そういうことになると思ひます。

○政府委員(渡部善信君) 少年院の職員の質の向上につきましては、いろいろ苦心をいたしておるのであります。今度事件を起した十一名の職員のうち、看守であった者が二名、警察官であった者が二名おります。

○一松定吉君 あとの七名は……

○政府委員(渡部善信君) 初めから少年院の教官ですつときております。

○一松定吉君 そういう人はどういう学歴、経歴の人ですか。

○政府委員(渡部善信君) 現在おります。赤城少年院の職員は全部で四十名でございますが、この中で大学を卒業いたしました者が六名でございます。一五%、それから専門学校を卒業いたしました者が九名で、二二%でこ

ざいます。それから新制高校を卒業いたしました者が十八名で、四五%でございます。それから高等小学校、新制中学でございますが、これを卒業いたしました者が七名で、一七%。それから、小学校卒業はございせん。従いまして、専門学校以上を卒業いたしました者が三七%でございます。それから新制高校卒業生を入れますと、これで八二%を占めておるわけでございまして、それで、ついでに全国的な統計を申し上げますと、全国の少年院の現在の職員の分布状況をちょっと申し上げますと、大学卒業者が一六・二%、それから専門学校卒業者が一八・七%、これを寄せますと、三四・九%、約三五%が専門学校以上の卒業者でございます。それから新制高校卒業者が四一・五%、それから新制中学校卒業生以上が二一・七%、小学校卒業生が一・九%、この分布状況は、刑務所の職員の分布状況から比べますと、非常に教育程度は高くなっております。

○委員長(青山正一君) ちょっと私から、宮城さんの報告に補足的に報告いたしたいと思ひますが、まず第一に、この職員同士の不和というものがはつきり現れておる。私どもが出張しておつてさへも、その状態が、どこなぐきごちのないう状態がはつきり現れておる。この点を特に申し上げておきたいと思ひます。

それからもう一つは、先ほど宮城さんの報告の中に、施設の不備という点がありましたが、私も、これを極端にまで考えたいと思ひます。たとえば、ガラス一枚もないところに寝させておる。あるいは戸などもほとんどこわれたままになっておつて、使用

にたえないというようなところに寝させておる。御存じの通り、赤城の少年院というのは、昔、国定忠治がおった赤城おろしというふうな非常に寒いところである。そういう寒いところに、ガラス一枚ないところに寝させておるというふうな状態、この点も極端に考えられたわけなんです。

それからもう一つは、ボス少年が非常にびびつておる。そうしてそのボス少年と教官が結託して、そうしてかわい少年をいじめておる結果、少年の連中が逃走をはかる、こういう原因もあるのじゃないか、こういうふうな点に私は考えておるわけなんです。その点、特に出張した結果、私の極端に目についた点はそういう点でございます。以上、簡単に御報告申し上げておきます。

○一松定吉君 矯正局長に伺います。大学を出た者とか専門学校を出た者とかいうような、高等教育を受けたというふうな人が四〇%というの、非常にけっこうであるが、そういうふうな人を年に一回とか二回もしくは三回とか集めて、そういう不良少年を指導誘掖するような何か教育とかいうような、講習会とかいうようなものでもやつておりますか、そういうことはないので、それはどうです。

○政府委員(渡部善信君) 職員の教育につきましても、東京に中央矯正研修所というところがございます。これは幹部となるべき職員の研修でございます。毎年職員を試験をいたしましたし、その試験に通った者を教育いたします。これは、大体少年院の職員は六カ月カン詰にいたしまして、教育をいた

しております。なお、各管区ごとに地方研修所というのがございます。ここでは初級の研修をいたしております。職員になりましたときは、大体最初に一カ月程度の初等研修をいたしまして、職場につけることにいたしております。なお、そのほか初等幹部を二週間ないし三週間程度の研修をいたしております。また、それぞれの職場によりまして、あるいは用度関係の職員、あるいは教務関係の職員、あるいは医療関係の職員というふうな、それぞれの職場々々に従ひましての、やはり二週間ないし三週間程度の訓練をひっきりなしにいたしておるという状態でございます。

○一松定吉君 今宮城さんの御報告のうちで五つの原因をあげておりました、また、委員長の報告からもわかるのですが、いろいろ欠陥はあるにしても、私は一番のおもなものは、指導官の人物、教養、経歴等というものがだいたいものをいって、それがよければ、施設が多少悪いとか、ボスがいるとかいうようなことは自然に矯正され、自然にそれが改められるような状況にあると私は確信しているのです。要は、指導官その人を得なければいかぬ、それについて、今あなたのお話しの三カ月、六カ月の講習をやるのか、あるいは地方によつてはそれぞれ教養の度を高めるような方法を講じているというふうなことはないか、それを一つ徹底的におやりになって、ときどきあなたの方がお回りになって、そうしてその実地をごらんになるということがあるれば、そういう問題が幾分減少するのじゃないだろうかと思ひます。効果を上げはしないかと思ひます。そ

ういう点について、十分に御注意相なると同時に、施設の不完全とかいいうような点については、問題は予算ですからそれは、一つ法務省の方で十分取って、なるだけそういうように、刑務所ではないのですから、そういうような方針におやりになれば、こういうようなものの改過遷善の実をあげて、効果を十分にすることができようと思ひますが、そういうようなことに一つ御尽力あらんことを特にお願ひいたします、私の質問を終ります。

○宮城タマヨ君 私の質問の前に、今一松先生が局長にお尋ねになった点で、私の調査と少し違ふようですが、申し上げてみます。職員が学歴ですけれども、高等小学だけを出た者が三名、兵隊上りが七名、それから警察官上りですか、警察からきた者が三名ある。ちよつと私の調査から得た資料で申し上げます。

私が御当局に伺いたのでございすが、この事件が発覚しました端緒といふのは、この当の少年院からではなくて、少年院から東京の多摩少年院へ送られた子供が母親に泣いて話したといふ、その苦しかった話を母親が忍びないといふので、問題にして、院長に話した。そこで、この多摩院長から問題は起つてゐるのです。私はそこに非常に不満があるのです。もし、これは当の赤城少年院から問題があったといふのなら、それは少年院の中にはいろいろなことはあります。あるけれども、ひた隠しに隠しておつたといふうなことは、これは一体どういふうに考えればいふでしよう。御当局はそれについてお調べになつたでしようか。私はこの事実だけで、いかにこの

赤城少年院がくさいものにふたをしておつたかといふことが想像できると思ひますが、いかがですか。

○政府委員(渡部善信君) この事件の端緒は、ただいま宮城委員仰せのごとく、多摩の少年院に、この赤城におりました子供が送られてきて、そこで面会に参りました母親に訴えたことが端緒となつておるのでございします。そこで、赤城でなぜこのことがわからなかつたかといふことでございしますが、まことにこれがわからなかつたことは、結局、院長なり幹部なりの目が十二分に届いていなかったといふことに歸するわけにございまして、この点、監督の十分にいかになかつたことについてはおわびを申し上げる次第でございします。が、やはり少年からそういうふうなことが漏れて参りますのが、その当該の少年院では、もしもそのことが先生に知れるとまた先生からしかられるのじやないかといふふうなことから、その院では、どうも少年があまり口外をしないような傾向があるわけにございまして、この点、処遇があまりにきびし過ぎるのじやないか、もう少しもつと何でも言えるような雰囲気であればならぬのじやないかといふことを、実はわれわれとしてはいつも考へておるわけにございしますけれども、その点が徹底しないうらみがあるわけにございします。

○宮城タマヨ君 先ほど、委員長からお話があつたのでございしますけれども、私も今度参りまして強く感じましたことは、院長初め先生方がいかにもちぐはぐで、いかに戦々きようきようとしていらつしやるというように見えますけれども、しかし、調べてみま

すと、大部分の先生方は院長初めからわつて新しい者になつておりますけれども、事件のあとだから、ああいうふうかも知れませんが、それはそれとしておきまして、私は少年たちに会つたときに、何という不健全な顔をしてゐるか、態度をしてゐるか、実に戦々きようきようとして顔色が悪い。あの自然の美しい外を持って、運動場を持つてゐるところで、これはまあ運動もしないで陰に入つて、それこそそこそとやつてゐることを裏づけてゐる子供らの顔色、子供らの態度、これは私は先生方がいかにあらうとも、それはかわつたから仕方がないといへども、子供たちはもつと明るい——悪いことをしてもいいのですよ、私はそんなに子供が逃げたからといつて一体お仕置きをするといふことには反対で、よく委員会を申しますけれども、そうつないでおかれなくて、けれども、私は逃げる原因もあるし、悪いことをする原因も他の少年院より私は一そう深いと思ひますことは、いろいろ今度見てきた中にあります。第一に、あの考査室は何かといふことであります。局長ごらんになりましたか、あそこの考査室を……考査室といふのは一番初めに入れられる部屋なのです。その考査室は全く刑務所以上です。第一板の間です。そうしてこんな小さな窓から食事を差し入れて、そこに二週間はいなければならぬ。その二週間というところは、私も考査させる意味でいいと思ひますよ、いいけれどもあんな部屋に、寒いのに薄べり一枚ないところに入れておいて、全くこれは罪人として扱われているというふうな様子なのでございしますね。裁判所では何と

言つて子供を少年院に送るか。裁判官は、私はよく立ち会つてみますが、少年院といふところは一種の学校だと言つてゐる、これからまた、新しい学校、少し普通の学校とは違ふきびしい拘束を受けることもあるけれども、しつかりやつてこいよ、学校だよ、こゝろをうつしてこいよ、子供はいいそと学校に入学するつもりで行つてみたら、一番初めにほんとにぶち込まれるところはあの考査室です。私も見ていて、こゝろに赤城の考査室を見たら涙が出て見られないのですよ、ほんとうにかわいそうで……。そうして全く罪人扱いにされてゐる。これは福井さんはこの専門家で、福井さんの経営していらした少年院を私行つて見て感服していらした。りっぱな少年院を作つていらした。けれども、赤城なんかも一般の少年院に比べて、あそこへ二週間も入れ上るのものです。あそこへ二週間も入れ上るの、じつと板の間にすわられて、一休何を考えてのしょう。私は逃げることを考えるのは当りまえで、私でもそんなところへ入らないで逃げていきなさいと言いたいですが、私が母親の立場を持つならば……。私はこれでは、あそこの少年院の考査室は特別に設備が悪いし、かわいそうで、ことに赤城おろしの吹きおろす寒さを、冬の間にあんなところへじつとすわつておれといふことは無理な要求ですからね、逃げなさいといふことを私は言うと同じことだと思ふのですよ。そこで、私はこの非行少年について一番大事なことは、最初に入れられるあの部屋を最初に指導するその教官が私特に考へていただきたいと思ふ。私は考査室を一人にするといふことはいいいことで

す。それはだれとも合わないで一人で考査するといふ、考えるといふことはいいいことで、私も冬のきかたに、二月一日に、私は多摩少年院の考査室に一人で晩寝してみました。板の間の上に一人で寝てみたのですけれども、そのときの経験から申ししても、それはいいですよ。冷たい目にあうのもいいですけども、もう少し愛情を持って少年院がやつてもらわなくちゃ困る。私はほんとうを言えば、男の子には男の教官が、それは抱き寝をしながらほんとに相談相手になつてやらなければ、少年院の考査室といふものは……。なぜあんなところへびしゃつと錠を締めて、そうして粗末なものを食べさせるのですか。私は一べん当局にもあの中に入つていただきたいと思ひます。ほんとに中に、少年院の考査室に入つていただきたい。あそこを逃げないといふのは不思議です。あれは特にひどいのですが、ことしの予算ではどうにもなりませんか、何とかありませんでしようか。

○政府委員(渡部善信君) 赤城の職員が非常に冷たい、また、少年たちがおどおどとした気持だつたと、これは職員に愛がないのじやないかといふこととてございします。まことに申しわけないと思ひますが、はなはだ弁解がましいことになりまして申しわけありませんけれども、実はこのたび参議院から御調査に行くにつぎまして、少年院はほんとうに恐ろしいとして、どうなることかと思つてほんとに心配をいたしたらしいのでございします。その点で、いまだかつてきような調査を受けたことはないものでございしますから、非常に職員がかたくなつたこと

第三部 法務委員会會議録第二十九号 昭和三十三年四月十七日【参議院】

三

三

三

三

は、これは事実のようでございます。まあどきどきしまして、いろいろとお目ざわりの点があったのではないかと、思いますが、その点は、初めて参議院からお越しをいただきましたことについて職員たちが非常に、間違ひをいかした点において、非常に緊張いたしました。戸惑いをいたしました点をおくみ取りを願いたいと思うのでございます。と申しますのは、その前日に、実は東京から慰問が参ったそうでございます。その際は、非常に職員も子供たちも朗らかに受けたそうでございまして、その点一つ御了承を願いたいと思ひます。

なるほどこの少年の処遇につきましては、何より先に愛が大事でございまして、この点われわれといたしましても十二分に指導はいたしておるのでございまして、御承知の、昨年の秋から、この事件がありましてから、とかく職員らの間に何かこう氣をつけなきやならないというような緊張感がいまだに続いているのじやないかと思ひます。まあこの点は、十二分に今後指導いたしまして、明るい処遇をやらしていききたいと思っております。

なお、この審査室の不備の点でございしますが、これは窓ガラスみんななかつたのでございまして、非常に寒々としたところになっておつたこと、申しわけなく思ひます。向うでの、少年院での、これは弁解でございしますが、審査室にガラスを入れましたも、すぐこわされてしまふ。そしてそれを補うものもなかなか予算関係でできなかったと申しておりますが、この点は、われわれの方も十二分に今後氣をつけまし

て整備をさせたいと思つております。

なお、この審査室の改造の点でございしますが、新年度の予算で、今全国的にこの問題は、実は設備の不備は非常に多いのでございまして、単独室を設けたいのでございまして、今はまだ整備されてないのが現状でございまして、この赤城のみにかわらず、全国的にこの点を調査いたしまして、今この独居室の整備を計画をいたしてあります。この赤城の方にも五室、単独室をとりあえず作るべく今設計をいたしておるのでございしますが、とりあえずのところをございまして、今共同室になっております。独居室を改造いたしまして、これを独居室に改造いたしたいと思つております。できますれば、今の審査室を懲戒室に振りかえまして、今度作るべきものを審査室のようになつていきたいと思います。

ただいま御指摘の点は十二分に考へまして、もう少しあたたかい氣持の室を作つてやりたいと思つております。

○委員長(青山正一君) 今、宮城さんいろいろ御質問あるうかと思ひますが、私特に氣のついたことは、これは法務大臣もおいでになりますし、それからまた、長く茨木の少年院長をやられた保安課長もおいでになるのです。が、私、少年院をあらちちら回つて

いるのですが、ああいう少年院を見たことはないのです、実際のところ、これは施設の点から言うても、もう一つ、先ほど申し上げた通り、そのボスとそれから先生と結託しておるといふ点が非常に多いわけなんです。たとえば、あの事件があつたときに、女の先生の自宅へ、肥たこの肥を全部、玄

関から庭先へ少年のボスに命令しちゃつて、それをまき散らすというふうなことで、被害を受けた先生もおられる。どうもこれは私ら、まあ宮城さんと同様だろうと思ひますが、あの少年院の職員を一応全部ほかと移動させるといふような手はないものかどうか。そうしない限りは、やはりあの事件があつたその直後のことですからして、お互いに氣持の上においても少年を十分に輔導もできないし、それからまた、そういう点に特に新たな角度で、新しい教官によつてやつていくというふうな建前にしない限りは、これはもうなかなか、先ほどの宮城さんがおっしゃつたように、どの少年を見ましても、青白い顔をしちゃつて、一つ

もおもしろみのないような顔をしていゑる。病氣で倒れそうなる顔をしていゑる。そういうような点から考へて、その氣分を転換させるように、施設も転換するのだ、それから教官も転換するのだというふうなことでやつていかないと、これは、おそろく教官内のあつれきとか、不安な状態というものは、これはいつまでもたつても解けないと、こういうふうな私どもは考へますが、その点特に御留意願ひたい。こういうふうな申し上げておきたいと思ひます。

○一松定吉君 ちよつと局長にお尋ねするが、今の委員長のお話のように、指導官よろしきを得ないというところが一番遺憾であるが、その指導官の採用方法はどういうふうに採用するのか、それから年令に制限があるかどうか、その点を伺つておきたい。

○政府委員(渡部善信君) 少年院の職員の採用基準は、昭和二十五年に新しくきめたのでございしますが、その基準

は、学校教育法による高等学校または旧中学校令による中等学校を卒業した者で、青少年の教育及び指導の実務もしくは担当すべき実科科目と同種の職業に三年以上の経験を有する者。高校卒業以上で、三年以上の経験を有する者。二番目は、短期大学を卒業した者、またはこれ以上の学歴があると認められる者、三番目は、人事院指令第四号に定める資格の一を有する者であつて、教職員免許状を有する者、これは教員の免許状を持つた者、この大

体三つの基準から現在教官の採用基準をいたしてございまして、なお、これは外部から新しく採用する場合の基準でございしますが、部内の勤務者を教官に昇格させる場合には、新制高校卒業以上の学力があり、かつ一年以上の経験を有する者ということにいたしてあります。それから旧専門学校令による学校を卒業以上の学歴を持つた者は六カ月の在職をもつて足りるという基準で、教官の採用をいたして

○一松定吉君 年令の制限は、

○政府委員(渡部善信君) 年令は二十才以上となっております。

○一松定吉君 二十才以上……上は、

○政府委員(渡部善信君) 上は新採用の場合に四十五才。

する通りなんです。そこで、教官というような者については、今小学校の教員がすいぶん年令やその他の事情でやめて、老後に困つていゑるような人が非常に多いのです。だから、従つて、それはまあ定年に達した者でありましょ

うが、定年に達しても、大が五十五才というくらいでやめていゑるようなのが多いのだが、そういうような人が相當の地位におつて、相當の教育を子弟に施して、年限がきてやめたというううな人だからして、こういう人を、年限に制限があれば別であるが、そんなら年令制限のところを改めて、そういう指導員に採用するということにすれば、今巡査とか、官吏とか兵隊上りというううな人にやらせるよりも、よほど効果がいいと思ふのだが、しかもそれは少年院法の精神にも適合すると思ふのですが、こういう点につきま

して、一つ少年院は、少年院法の第三條によつて、法務大臣がこれを管理し、法務大臣がすべてのことを責任をもつておやりになるという地位でありますから、唐澤法務大臣は、特にこういう方面にお力を用いていらつしやることでもあるのだから、一つそういうううなことに御考慮をわすれまして、今委員長や宮城さんが非常に心配されたやうなことを是正して、安心して少年を少年院にまかせようということができるように御考慮に相なるといふ考へはありませんか。それを一つ承つておきたいと同時に、そういう施設の不完全なことは、要するに予算の問題です。予算を一つ遠慮なくとつて、こういうううな各方面に金が要することはもちろんであります、特にひどいような、こういう方面に使うところの予算を

遠慮なく一つ請求なさって、お取りになるというふうなお考えが、おありになれば、そういうことについて一つわれわれも御協力を申し上げたいと思うのであるが、御意見を伺っておきたい。

○国務大臣(唐澤俊樹君) このたびの少年院の不祥事につきましては、これは何と申しわけをいたしまして、取り返しのつかないこととございまして、恐縮千万に存じておるところでございます。この問題につきましては、それぞれの責任者にしかるべき処置をいたしており、また、刑事責任をとったものもあるわけでございしますが、過去のことは、もはや今日回復する余地もございせんが、将来に向いていろいろと改良の点についての御意見でございます。職員間の不和であるとか、あるいはボス少年による弊害、これはもう少し気をつければ矯正できることと思つてございまして、そのためには職員の入れかえとか、収容者の入れかえというふうなことも考えられま

す。また、設備の改善というふうなことにございしても、できる限り、将来にわたって大蔵省と折衝して、そうして財政の許す限りにおきましてこれを完備して、少年たちができ得る限り快きすみかとして、再び社会に更生して巣立ちをするというその準備のできるように、りっぱなものを作りたいと考えて鋭意努力をいたしておりますし、将来にわたって、御趣旨に沿うようにいたしたいと考えております。

○一松定吉君 法務大臣の最もよいお話を承りましたが、私どもの経験によりますと、その当時の大臣がそういういろいろないいお考えをもつてお

りまして、半年か一年、二年たつと大臣がやめて、やめるときにそういう点の引き継ぎをしないのです。だから、新規の大臣がやってくると、相変らず仕事が新規になつてしまつて、そういうことを考えない、こういうようなことが今までの私どもの経験からみると非常に多いのです。どうか一つこういうふうなことは、唐澤大臣もまだあと二年や三年や四年はおやりになるかどうかかわかりませんが、おやめになるようなときには、あなたのいい御精神を後任の法務大臣に十分にお引き継ぎになつて、そういう点について万遺漏なきを期するように一つ御考慮相ならむことを特に一つこれはお願いいたします。私が大臣をやつていたときに、いろいろのことを考えて、いろいろのことをやろうと思つて、二、三のことはやりかけて、十分に引き継がなかつたために、あとの大臣は、新規なことを考えて、前の大臣の考えておつたようなことは何もわれ聞せず焉というふうな態度で、思うように政治の運営がいかなかつたという事例をたくさん持つておりますから、ぜひあなたも、そういう方面に一つ万遺漏なきよう、後任の法務大臣にお引き継ぎになつて、こういう施設が完全に運営できますように御考慮あらむことを特にお願いしておきます。質問終り。

○宮城タマヨ君 ちよつと唐澤大臣にお伺いいたします。以前は少年院の所屬は保護局だったのです。それが御存じのように、中途から矯正局に移りました。これは気のせいだけでござい

ません。実際に全国の少年院を回つてみますと、だんだん刑務所式に変わつていくのです。ことに処遇が違つていき

ます。ということは、これは知らず知らずのうちに刑務所と少年院というものを一つの管轄内にしておりまして、自然に職員だけにしてしまつても、刑務官が少年院の教官にかわつておる。それからユニホームにしても、まるで刑務所の職員と同じようなものが教官のユニホームになつておる。私どもの感ずるところでは、だんだん刑務所になつていくのじゃないかという私は感じが非常に強いのでございします。

そこで、私はこれはもう少しじっくり根本的問題を考えてみなければならぬと思ひますが、さしあつてはこれは矯正局に置かないで、昔のように保護局に属するようになさつたらどうかと思ひますが、大臣の御所見を伺いたい。

○国務大臣(唐澤俊樹君) これは非常に重大な問題であり、省内においても、過去の経験等を徹していろいろと研究をいたしておるようでございします。お言葉の通り、矯正局にあるために少年院の運営が刑務所式になる傾きがあるではないか、これもごもつとも御意見でございしますが、また一方、刑務所も従来の行刑局がやつておつた時分とは違ひまして、刑務所そのものが保護更生の機関、矯正教育というふうなふうに、そちらの方でもまた保護の方に向つて進みつつあるような傾向でございまして、両者は非常に近寄りつつあるようなわけでございします。

そういうふうなことで、これを矯正局に置くがいかに、保護局に置くがいかに、ということとは、事務取扱ひの上におきまして、非常に研究を要する問題だと考えておりまして、御意見もありますから、十分研究をいたします。

ただ、お言葉のうちで、矯正局にいるがために少年院が行刑のごとく、刑務所のごとく運営されるということ、これは全く御意見の通り好ましくないこととでございしますから、どちらの局にありましようとも、それは御趣旨に沿うように運営していかねければならぬ、かように考えております。

○宮城タマヨ君 お言葉でございしますけれども、今日の刑務所の処遇は、教育をもつてやれということになつておることは私もよく承知もしておりますし、いいことだと思つておりますけれども、刑務所は何と云つてもこれは刑を受ける場所なんです。刑を受ける場所、少年院とは全然立場が違ふ。少年院はこれは少年院法によつて保護教育、矯正教育がもとなんです。だからそれは刑を受けていないのですけれども、実際今刑務所と一緒に取り扱われて、そうして刑務所でやつた刑務官が教官に來ておりますから、その取扱ひは何といつても罪人扱いするのです。それはあとで私だしたいと思ふ点ですけれども、あの赤城少年院の審査室なんか見ましても、全くあれ、ほんととふち込まれましたら、刑務所と何ら変らない。そこに二週間以上置くなどというところが、せっかく更正して、今度はやり直すと裁判所で責つた少年が、いそいそ行つてみたら、あの暗いきたない、そして板の間の上に寝せられる、これはもう囚人を扱うと同じ処遇を受けて、そしてほんとの窓から入れられて三度の食事をしている。私はこれは何と大臣が口でおっしゃつたつて、これは刑です。刑を課し

ていと言つても私は言い過ぎではないと思ひますが、もう一度一つ大臣のお答えを願ひます。これは私、大事なことでと思ひます。

○国務大臣(唐澤俊樹君) 刑務所がかりに教育ということを加味しても、結局刑罰を課する行刑の場所であるというところはその通りでございします。その意味におきましては、少年院は全くその趣旨を異にしておるところでございしますから、そこにおいて行刑的なことがあつてはならぬということでは当然でございします。しかしながら、それでは教育機関であるところの学校とちつとも違ひないかというところ、やはりこれは完全な学校というわけにはいかない。やはりある程度は自由の制限というところがあるわけでございしますから、その点において、非常に境界線がはっきりしないわけでございします。しかしながら、根本の精神はどこまでも保護教育というところにあるのでございしますから、形の上では身体を自由を制限する場合がありまして、心持におきましてはこれは行刑ではないのである、本人のために保護教育を与えるのであるという精神でいかなければならぬと思ふのでございします。ごらんになりまして、ただいま引用されました、今の審査室の問題でございしますが、はなはだ申しわけありませんが、私はまだ実地を見えておりませんから、何とお答えできませんけれども、お言葉のようでありまして、これは十分よく相談をいたしまして、考えなきやならぬと、かように存じております。

○宮城タマヨ君 赤城の少年院は、特に審査室が不備でございまして、不潔でございましてですね、あそこに入つ

たら、だれでもやってやれという気になるだろうと、あすこで勉強して、ほんとうにいい子供になろうということは、私はだれでもできぬと思う。ことに赤城少年院は、これは児童少年院で、子供でございませう。まだほんとうに児童のものを、あんなところに入れたることによって、さらにもう、非常に悪質のものをあすこで芽生えさせるものになるのじゃないかということ、で、私がおそれおるのでございませうが、問題はそれだけにしまして、一つ矯正局の管轄から少年保護局に移せななというこは、これは機構の大きい問題でございませうから、そう軽々にはできませんが、これは大きい問題でございませうから、大臣特に考えていただきたい。

それから大臣に対する質問はそれだけにしまして、今度は局長にいたしますが、局長、まだあすこは見えないとおっしゃったのですか。

○政府委員(渡部善信君) 見ました。今度ではございませう。前に見ました。

○宮城タマヨ君 そうでございませうか。全国の少年院を大体ごらんになりましたか。

○政府委員(渡部善信君) 大体見ましたが、まだ見ないところもあるでございませう。全体からいいますと、七割は見えておるのでございませうが、まだ三割は見えておりませう。

○宮城タマヨ君 私は、全国くまなく見て歩いておられます。何回も見て歩いておられますが、赤城なんかは、そのうちのよからぬ方でございませうが、私は、見るたびに、しみじみ考えることは、それは、施設も大事です。だけ

れども、その教官の頭の置きどころ、ねらいが何か、と言うわけは、私が見て歩きまして、この院長はこういう出で、やないかと言うと、大体当ります。教育者の出とそれから刑務官の出と違いますが、同じ建物の中でも、その空気がすっかり違っております。それはお気づきのことだろうと思っております。では、これからの私は、教育家を持つていけと必ずしも言うのではありません。けれども、この間、赤城で、何か言えというので、職員に話をさせられました。そのときにも言いましたけれども、もちろん生活の資になる月給ということも大事なことでございませうが、その上に、ほんとうにこれは、たった一人の少年でも、おれの力でよくしてみたいという、その熱のあることを私は願いたい。あんなものはどうでもいからけつ飛ばせと今度私がいろいろ調べてみましたら、これはひた隠しに隠すために、子供たちがけがしたり、それからいろいろな目にあっているが、医者にも見せてないという事実、これは人権じゅうりんもはなはだしい。そしてそれは、言うことはならぬというので、先生と子供との間にボスがいます。ひどいボス政治をやっております。そのボスを使っておりますから、院長にはわからぬ。これはけがをさせたから、やはり医者を呼ぶし、看護婦も呼ぶのだから、手当をしなければならぬのに、子供はみんな泣き寝入りをしておる。そして今度これだけの大きな事件を起すのだから、これは、またまたほかの院に移送された子供から発覚しておる。これは、その発覚の端緒が、そういうことであつたというよう

なことも、非常につらいことだと思ふのです。そうしてことにその関係者に、私は責任を負つてもらいたいと思ふのです。私が聞きましたその少年が母親に話したという話は、表面にはあまり明らかなに出ておりませんけれども、それはもう悪いことをしてたかめられたり水びたしになって、水の中へ入れられたり、それから食事を食べさせられなかったり、それから食べ過ぎてもうおなか一ぱい食べても、飲め飲め食え食えと言つて、大きいおなかなになつておるのををついて、そうしてもどしたものを、犬が食べるように四つんばいになつて食べるというようなことをやっていると、これが教育の場でされることでしょうか。保護の場でされることでしょうか。これは私はゆゆしい問題だけれども、しかし、それを今から追及してどうかしようというのじゃなくて、どうかこの災いを福にかえて、この機会に一つ全部この少年院をよく調査していただきたい。私は五十歩百歩の事件は起つていふと思ひます。そうしてことにこのボス政治、ボスを使つてやるのが、これは教官としたら一番やりやすいことで、ボスにまかしておけばいいのですから、そのボスをはびこらしている。こういうことがだんだん私は全国の少年院にはびこつていっているというように私は見ておりますが、いかがですか、一つお答えを願ひたい。そうしてその手当を一つおっしゃつていただきたい。

○政府委員(渡部善信君) 赤城でこのたびのこういう事件が起りましたことは、まことに申しわけないわけでございます。結局、職員の考え方が間違つておつたということにならざるを得ないと思ひわけでございます。これでは教官たちの考え方に根本的な正を、再教育をしていかなければならぬというこを、痛切に感じている次第でございませう。そこで、この事件にかんがみまして、直ちにわれわれの方もこの原因を調査いたしまして、一月の九日付で、全国の少年院並びに鑑別所に、嚴重に通牒を發しまして、それぞれ注意を喚起したのでございませうが、当該の東京管区におきまして、この事件直後に、直接の責任者であります教務課長の参集を求めまして、そうして泊り込みで、この事件をもととして研究、討議をいたしました。結論を出したのでございませうが、これは教官の暴行の絶滅ということ、ボス少年のリンチに関する問題をいかにしてこれを防遏するかという、この二つの問題を、各課長が協議をいたして、一応の結論を出したのであります。これも全国に配付いたしました。各少年院で、この問題の再検討を命じているのでございませう。

なお、この事件に関連いたしました、この五月の七日から全国の教務課長の会議をいたすことにしております。これは中央研修所で、教務課長の研修をいたしまして、この際、職員の暴行問題を中心として、さらに全国的にこれを検討いたすつもりでございませう。

○政府委員(渡部善信君) この事件が起るまでは全然知らなかつたのでございませう。かような点があるとも思ひます。なほ、五月の二十九日と三十日、これは少年院長の会同をいたしたのでございませう。このときの議題も、少年院における暴行というものを取り上げまして、収容少年相互の間のリンチの問題、それから教官の少年に対します暴行の問題、それから少年の教官に対する暴行の問題、こういうふうにとにかく少年院における暴力の問題を粗に上せまして、十二分にこの点を検討を加えて、その絶滅を期したいというふうな考へている次第でございませう。

○榎橋小虎君 ちょっと質問が前後するようになりますが、一般的な問題になつて参りましたからちょっと言わしてもらいますが、御報告を承わつておるといふと、だいたい赤城少年院というものが乱脈をきわめておつたように思ふのですが、それがその収容されておつた子供が母親が何か言つて、そしてこういふふうな事件が表面化するまで、一朝一夕の問題ではない、だいたひ長い間にこういふふうな悪化してきただんどうと思ふのですが、その間、矯正局長を初め中央の方では、その赤城少年院の内状というものがわかつておらなかつたのですか、これが北海道の非常に交通不便なところのあまり人の行かないようなところにあつたというならば、それは無理もないと思ふのですが、東京から目と鼻のところにある群馬県にある少年院のことが、一向に中央の方では知らなかつたということですが、そのところはどうかでございませうか。

○政府委員(渡部善信君) この事件が起るまでは全然知らなかつたのでございませう。かような点があるとも思ひます。なほ、五月の二十九日と三十日、これは少年院長の会同をいたしたのでございませう。このときの議題も、少年院における暴行というものを取り上げまして、収容少年相互の間のリンチの問題、それから教官の少年に対します暴行の問題、それから少年の教官に対する暴行の問題、こういうふうにとにかく少年院における暴力の問題を粗に上せまして、十二分にこの点を検討を加えて、その絶滅を期したいというふうな考へている次第でございませう。

せんけれども、二年に一回くらいの割合で、全国の各少年院を監査して歩いておるのでございますが、さような際にも、この赤城の問題につきましても、全然わからなかったわけでございます。

○榎橋小虎君 一向今日まで矯正局の方では、赤城少年院の内部がこういうふうな乱脈になっていたという事は御存じなかったということでありまして、しかも二年に一回くらいは監査するということお話しすけれども、中央とそれからこの少年院など、ことに近いところにあるものが、二年に一回の監査を待たなければ一向事情がわからぬと、それまでは全然考慮も何もしないということとは、これはわれわれ了解ができないのですが、それで果して監査ができるわけなのか。

○政府委員(渡部善信君) ただいま申し上げましたのは、局としてではなく、全国に監査をいたす監査の点でございますけれども、なお、これにつきましても、全国は八つの管区に分れております。この管区の方では、管区内の施設につきましては、管区長が施設を見て回っておるのでございます。これを通じまして間接の監査ということになるわけでございますが、局の方の監督と管区の方の監督と両々相まって行うわけでございます。なお、この少年院長なり、職員なんかが、管区の方にいろいろ用向きで東京に参りました際に、局に寄ってくることはございまして、しかしながら、正式に監査していただきますのは、ただいま申し上げますように、全国にかような施設があるのでございまして、毎年というまでには参りかねておるような現状でございます。

ます。

○榎橋小虎君 管区というものがあつて、管区長というものがあつて、直接にはそれが監督をしておるので、中央の方では監査ということでは二年に一回くらいやるが、これは間接にやるというお話しですね、それならば管区長を監督するのはだれなんですか。

○政府委員(渡部善信君) 局の方でやっております。

○榎橋小虎君 それならば、管区長の方ですぐ自分の足もとにある赤城少年院のことが何もわからんでこんな事態になるまではつてあつた、それを監督するあなたの責任はどうなんですか。あなたはそういうことに対して、管区長がこれは直接やることなんだから、自分の方には別に責任がなかったと思つておいでになるのですか。

○政府委員(渡部善信君) もちろん、私の監督の不行き届きである点を十分感じておる次第でございます。

○榎橋小虎君 そうでございますけれども、そこでいろいろ内部の乱脈といひましても、教育とかいろいろなことがあるとなつておるかというところは別問題としてしましても、一見してガラスが破れておつて冬寒いところでやつておるとか、あるいは刑務所みたいな部屋の作りになってあるといったようなことは、これはあなたもごらんになっておられるでしょう、建物は一ぺんもごらんになったことがないのですか。

○政府委員(渡部善信君) 赤城少年院は、私一回見ております。

するということとは、局長もお感じに

○政府委員(渡部善信君) これはガラスが割れるとかあるいは器物等がこわれるというものは、少年院等ではしょっちゅうあることでございまして、前から割れておるのがそのままになっておるといふわけじゃないわけでございます。割れたものは直すのでございまして、けれども、また、その端から割れるというふうなことで、いたちごっこのようなことになつておるのが現状でございます。ちょうど参議院の委員の方々が御視察の際に、さような状況であつたわけでございます、はなはだこの点、行き届かなかつたことを申しわけないと思つておりますが、これも結局、予算等の点につきましてはわれわれの努力の足りない結果だと存じております。

○榎橋小虎君 非常に局長恐縮しておられますが、私の申すのは、ガラスが破れたとか、障子が破れたとかいうことではないので、ガラスや障子はきょうまで完全であつても、今夜破れるかも知れません。そのことを言うのじゃないが、一体その施設が少年院らしい施設じゃない、全く刑務所みたいな施設であつたということ、お気づきにならないか、どうかということをお聞きしておる。

○政府委員(渡部善信君) これは結局、私は施設も施設であります、職員もあつたかきさというものが、その施設を生かすか生かさぬかにかかつておると思うのでございまして、宮城委員が御視察になりました、職員たちの空気がいかにも冷たい、これでは刑務所と同じではないかというお感じをお持ち

になったわけでございます、この

点、さようなお気持をお持ちになるような空気があつたことにつきまして、われわれといたしましては、十分今後監督していかなければならないと思つております。私が参りましたときには、さような空気が感じ取らなかつたのでございまして、しかしながら、委員の方においでになつてさようなお感じをお持ちになつたということは、これは重大なことでございます、今後ともわれわれといたしましては、さような空気がないことを願ひまして、これを一掃するように今後努力をいたしたいと思つております。

○委員長(青山正一君) ちょっとここに保安課長がお見えになつておるのですが、あなたは栗木の浪速少年院の院長もやられたわけですが、この間、私も一緒に参つたわけですが、あなたの感じた目は、施設の面についてあるいは教官の不和の状態、そういうようなものについてどうお感じになつたか、ここに法務大臣もおいでになつておられます、それから局長もおいでになつておられます、さうくばらんに御話願つたらどうでしょうか、あなたの今までの経験から照らしてどう思うか、その点を一つはつきり申し上げておきたいのじゃないかと思ひます。一つそういうふうな意味合いで御発言願ひたいと思ひます。

○説明員(福井徹君) 全国の少年院の中で最も浪速の少年院とか、多摩の少年院、その他著名な少年院は大体当初から少年院のために設計されて作られた建物でございまして、私は幸いにそういう勤務場所を与えられました関係で、十分な施設の整つたところで勤務

したのであります。しかしながら、御

存じのように、終戦後、少年院の収容人員が、今の少年法改正とともに膨大な数になるに伴つて、施設の不足を補うために従来の軍施設であるとか、あるいは保護団体であるとか、さういふふうな施設を早急に買い取つたり、あるいはまた、譲り受けたりいたしました、これを急改造して、さうして収容施設に間に合せたという施設もたくさんあるのでございます。赤城の少年院も御存じのように、従来小さな保護団体でありましたものを買い取りまして、これを改造して、そしてあれは昭和二十二年ごろから五年ごろまでにかけまして急改造、造築して、現在の少年院になつておるような状態でございます。さういふ意味におきまして、赤城の少年院は、浪速あるいは多摩というふうな、さういふ従来の、本来の少年院と比較することは非常に酷ではないかと思ふのでございまして、さういふ関係であつたか、さういふ施設になつておつたのではないかと、さういふ観点を除きまして、ただ並列に並べてみました場合には、私たち専門の立場から見しても、決して十分なものではない。特に先般来、委員長初め宮城先生からも御指摘ございました諸点について、は、私自身もまことに申しわけない感じがするのでございまして、全く同意見でございます。今後この問題については、早急に緊急の手当なきは将来の問題、改造等に着手すべきであるといふことで、事件後寄り寄り管区とも相談し、また、管轄関係の技官も派遣いたしまして、管轄計画の調査、設計を急いでいる次第でございます。近くその処置も講じ得ることと私は考

えております。

○委員長(青山正一君) ちょっと私が申し上げたいことは、浪速少年院にしても、多摩少年院あるいはその他の少年院も、私たびたび回っておりますが、そういった少年院の教官は、たとえばガラスを割っちゃいけないとか、設備をこわしてはいけないというふうなことで、教官自身がいろいろ生徒に教え込んでおるのであるけれども、あの少年院に限らず、あなたは営繕の方でいろいろお力を入れて、たとえばガラスを張りかえても翌日これは割られるというふうなことになるってきやしませんか。そうすると、今の教官で、あのままにしておいて、いろいろその生徒を輔導しようというても、これはなかなか無理な話じゃないか。そういう点を聞きたいのです。そういう点について、あなたはどうお感じになりますか、その点を私お聞きしたいと思うのです。おそらくどういううりつばな建物を作りましても、教官自身が生徒を輔導する力がないとすれば、どういううりつばな営繕の関係を金を入れても、これはだめじゃないか、そういう点について、あなたはどうお感じになりますか、その点を私お聞きしたいと思ひます。

○説明員(福井徹君) 現場の少年院や刑務所に勤務いたしまして、施設の長あるいは監督官としております場合に、一番苦心しなければならぬ点には、ただいま御指摘になりましたように、教官の訓練あるいはその他の職員、訓練、これが最も第一に考えなければならぬことだということ、私は、私たちが長年の施設経験を通じて肝に銘じておるところでございます。従って、私たちも各施設に参ります場合には、それらの所属している職員の資質をまず見きわめまして、そして足りないところを補うための教養訓練と申しますか、あるいは指導訓練といいますが、そういうようなものを積極的にやるのを通例としておるわけでございます。赤城の少年院のあの現状を拝見いたしました点、あるいはそれらの点に欠けていた点があったのではないかと。あるいはまた、先般来御指摘の素質、その当時問題になりました職員の方々の素質の点にも、いろいろ問題点があったのではないかと。ということが想像されるわけでありまして。しかしながら、この赤城の場合におきましては、その後補充された教官の顔ぶれを見ますと、なかなかうりつばな教官が配置されてきたようでございます。また、視察の当日にも、院長その他の職員から御意見もございましたように、以前とは打って変わった空気になりました。また、職員の空気もよくなると同時に、生徒の空気も、まあいわば雲泥の差とまで申したいくらいまでによくなつて参りました。ここで一つの機運をつかんだように思ひますので、今後の、そうした従来の欠点については十分自戒し合つて、改善していきたいという院長初め幹部の御熱意のほどもうかがわれたように私拝見したわけであります。私たちは、それらの努力に期待し、今後局としてまた、特に先般来、局長の御配慮によりまして、管区と共同でこの善後の対策、特に教官の指導方法、あるいは少年処遇の根本の問題について深くメスを入れていきたい。なるたけ近い期間に、一つりつばに立ち直った姿をもう一ぺん見ていただくべきではないかというふうな気持ちで、現在配慮

しているつもりでございます。

○一松定吉君 さつきから問題になっておりますのは、審査室というのですか、審査室というものが少年院法で設けられるという規定がどこにあるのか。少年院法の第八条には、紀律に違反した少年在院者に対しては、二十日をこえない期間、衛生的な単独室で謹慎させることができるという規定がある。ところが、審査室とか、審査室というところ、少年院に入れるときに、そこに二十日間も十日間も入れて謹慎させるという規定がどこにあるのか。それは、少年院法の処遇規則か何かにあるのか、少年院法にはないが。

○委員長(青山正一君) 何か政令にでも出ておるのですか。

○政府委員(渡部善信君) これは少年院所規則の十二条でございますが、これによりまして、「あらたに入院した者については、個性、心身の状況、境遇、経歴、教育程度、技能その他身上に関する調査を行うため、なるべく他の在院者と接触させないようにしなればならない。但し、その期間は、おおむね十四日とする。」という規定が置かれておるのでございます。この規定によりまして、大体単独室を充てまして、ここで他の者との接触を避けて個性の調査をするということになっておりまして、この室を審査室と呼んでおるのでございます。

○一松定吉君 なるほど、今調べた結果によりまして、少年院処遇規則というものの第十二条にそういうことがあります。ありますね。これは結局、法務府令であつて、規則なんだね。この規則で法律の精神を變えることはできないわね。それはどうです。

○政府委員(渡部善信君) これはさうでございますが、ただいま宮城委員も仰せのごとく、実際申しますと、この少年院に入ってきたときの処遇が一番大事なんでございます。それと、もう一つは、違反その他の不都合をいたしましたときの謹慎をさせますときの処遇、これがわれわれとしては一番大事なことだと存じておるわけでございまして、この最初に入りまして、本人たちの適性を十二分に調べまして、そうして今後の少年院における処遇の方針をそこで定める基本の調査をいたすのでございます。そういう意味からこの規定が置かれておるわけでございまして、決して懲戒とか、そういうふうな趣旨から置くものではないわけですね。結局は、資質を十二分に知りまして、そうして今後の方針を立てる一つのこれは調査の段階として、他人との接触を避けて、本人だけの資質を十二分に検討したいというところから、この規定が置かれておるわけでございまして、さういふ趣旨からこの規定は見るべきものと考へております。

○一松定吉君 今局長のお話になつた趣旨はわかりました。趣旨はわかりませんが、しかし、その趣旨を貫徹するために、宮城委員が報告したような、いわゆる懲罰に値するような、単独室というふうな、ごく陰うつな、狭隘な、光線のあまり入らないような、そういうところに入つて十四日間も入れるというところになつたならば、普通の者はすつかり精神に異常を來たすような、それは処遇なんですね。そういうことは、つまり少年院に入れるのは、矯正教育を授ける施設である。そうして、社会生活に適応させるため、規律ある生活をさせて、そうして将来職業の輔導や、適当な訓練等を施すという、この趣旨に反するのだね。そういうところに入れて、陰うつな狭いところに入れて、光線の入らない、そうして非常に寂寥を感じるような場所に入れるというところは、これは少年院法の精神に反するな。そういう反するやうなことを、この法務府令の第六十号できめてあるということは、この規則そのものがいかぬと思うが、それはどうですか。

○政府委員(渡部善信君) これは、その審査室に朝から晩まで閉じ込めて何もやらぬというところ、その趣旨に反すると思ひます。この趣旨に反すると思ひます。これはさういふ趣旨ではないのでございまして、御視察になりましたときも、たしか演説が何かありました。そちらの方にほかの院生と一緒に見に行つていたと思ひますが、さういふわけで、決してその場所一日中閉じ込めて何もさせないというわけじゃないのでございまして。ただ、今までいまして他の院生との接触をなるべく避けて、そうして本人のほんとうの赤裸々な状態を見たいという精神にほかならないわけですね。従ひまして、単独室には入れますが、しよつちゆう教官が行きまして、その者を指導し、そうして運動もさせる。また、さういふ娯樂の参りましたときには、これも見せる。このレクリエーションを中に織り込みまして、本人たちの赤裸々なところを見るというものが、十二条の精神でございまして。従ひまして、さういふ閉じ込めておくやうなことをいたしますならば、これはとんでもない処遇の方

いますために、どういう方法でやった
らよろしいかという、これは手段の問
題になると思うのでございまして、そ
のために、ただいまこの規定にも書い
てあり、また、局長からもお答えいた
したようなふうに、従来からの在院者
と接触させないようにして、そして調
べなければならぬ。これがこの調査
を完全に行うゆえんであり、これがや
がてまた、その調査をされる人の将来
のためにもなって、少年院法の精神も
これによって十分に効果的に達成せら
れるという趣旨から出ておる規定でござ
いまして、ただいま局長から申し上げ
ました通り、この規定そのものでは
なくて、この規定の運用におきまし
て、今の宮城先生のお話のような非常
に非人道的なことがございすれば、
それはもう明らかに運用の面において
少年院法の精神に反するのでございま
すから、これは将来も気をつけなけれ
ばならぬと思うのでございまして、こ
の規定の表だけで、他の在院者と接触
をせずに調べる、こういうことは、方
法としては私は適当な方法であろうと
考えておるのでございます。

○一松定吉君 十二条に規定してある
「個性、心身の状態、境遇、経歴、教
育程度、技能その他身上に関する調査
を行う」ということは、これはもちろ
ん必要であります。矯正教育をするの
ですからして、その矯正教育をするに
最も適当な方法を施すのには、十二
条に列挙してあるようなことは、調査
しなければならぬことは言うまでもあ
りませんが、それを調査するために、
十四日間も調査室に入れる、独房に入
れるなどというように、それ自体が
不適当だ、こう私は考えて、今大臣の

御意見を承わっておるのです。少年院
の紀律に違反して、そうして懲戒を行
うような場合は、御承知のこの八条に
規定してありますから、この八条に規
定してあるところによっても、二十日
間をこえない期間単独室にこれを謹慎
させるといふことはあるが、これはい
わゆる懲戒の方法として、二十日間を
こえない期間をそれとやらせるのであ
る。ただし、その次の二項に、「本人
の心身の状態に注意して、これを行わ
なければいけない」と、ここで少年院
法は意を用いて、同じ単独室に入れる
のでも、心身の状態に注意して、これ
を苛酷にならないようにせよという注
意規定がある。ところが、こちらの方の
懲戒でも何でもない、ただ将来これを教
育するのにはどういふことをすれば適
当であろうかという、その経過を調べる
必要上在院者と接触させないようにす
るというこのために十四日間も独房
に入れてやるというようなことは、こ
れは私は精神の健全な者に対しても憂
慮すべきことなんです。たとえば、わ
れわれがここに二日間独房に入れられ
て外部との交通を断たれるということ
は、いぶん苦痛です。いわんやそれが
一週間、十日、二週間ということにな
るとなれば苦痛である。そういうこと
を、少年院法の立法の趣旨に反するよ
うなことを法務大臣の規則としてこれ
をきめるといふことは、私は不適法だ
と思う。だから法務大臣の御意見を承
わります。この在院者と接触させな
いようにするといふことの必要は私は
認めますけれども、それを十四日間も
長い間そういうことをするといふこと
はそれは不適当ではございませんか
と、これをお尋ねしているのです。少

年院法の第八條の精神からいたしまし
ても、少年院に入れるという立法の趣
旨からいたしましても、孤獨な地位、
境遇に置いてこういふようなものを調
べるというところで非常に精神を寂寥な
らしめて、さびしいと、ああこういう
ところに來たらいかにぬというようなこ
とで、刑務所に入れられたと同じよう
な考えを持つような施設といふこと
は、これはなすべきものじゃないじや
なからうか。私はかように考えるか
ら、法務大臣にお確かめしておるの
です。法務大臣は在院者と接触させない
ことが必要だといふこと、これは私は
認めます。ただ期間があまり長くはあ
りませんかと、それに対してもっと意
を用いて、こういうような処遇の方法
を実行するといふことに御考慮なり
たいかと、こういうことをお尋ねして
いるのです。

○政府委員（渡部善信君） 私から……
この期間でございしますが、期間は十四
日でございしますが、このためには――
この調査のためにいろいろ方法を講ず
るわけでございまして、そのためにど
うしてもそれだけの期間が必要だとい
うことになるのでございします。これは
その次の条文の十二條の二項でござい
ますが、「調査は、医学、心理学、教育
学、社会学その他の専門的知識を活用
して行わなければならない。」「三調
査にあたっては、家庭裁判所及び少年
鑑別所の意見及び参考資料を参し、や
くしなければならぬ」といふことに
なっておりますが、このいろいろなテ
ストをいたすのでございします。そのテ
ストをいたすのに、どうしてもこ
れだけの期間が必要だといふことに
なっておりますのでございします。なお、こ

の期間の点についてもう一度申し上げ
ますと、少年審判を行う前に、鑑別
所――少年鑑別所というところに入れ
まして、同じく資質の鑑別をいたすの
でございしますが、この期間も――鑑別
所の期間は十四日ということになって
おります。なお、この少年鑑別所に入
れる場合には、さらに一回延長するこ
とができることになっておりました。
合計二十八日間鑑別所に収容いたしま
して、資質の鑑別をいたすことにいた
しております。さような関係から、専
門的にいろいろとテストをいたします
のには、やはりこれだけの期間がなけ
ればどうしても十二分な調査ができな
いといふところから、この十四日間と
いう期間を設けた次第でございします。
○宮城タマヨ君 ちよっと関連して。
この調査の医学、心理学、教育学的
などおっしゃる、これ実際正味調査す
る時間は、私ずっと調べて歩きました
が、正味だつたら二時間ないし四時間
くらいで済むと言われておりますが、
これは福井課長どうですか。あなたは
實際家だから御存じでしょう。二時間
あるいは四時間きつちり、その時間を
合計してみるとこのくらいでやれると
言っているのです。それは私の調べ方
が悪いのでしょうか。

○説明員（福井徹君） テストの問題の
ようでございしますが、少年院または鑑
別所なんかで行います資質鑑別のテス
トの種類はいろいろあるようでござい
ます。知能を調べるテストであると
か、性格を調べるためのテストである
とか、その他特異な性格にわたる性格
異常あるいは精神病に近いような性格
を調べる方法であるとか、そういうも
ののためにたとえばIQテスト、ある

いは同性テスト、あるいは適性テス
ト、その他専門的にわたりますが、
ロールシャハ・テストであるとか、
TATテストであるとか、まあその種
類はいろいろあるようであります。
従つてその一つ一つのテストによつて
は二十分で済むものもありますし、あ
るいは長くても一時間くらいで済むと
いふふうなものもあるようでございま
すが、それをぶつちぎりに継続してやる
というわけにも参りませんので、入つ
て何日目にはまず知能テストをやる、
その次にはしばらく期間をおいて、ま
た、今度は同性テストをやる。またし
ばらくおいて、それらのものを総合し
た上で、不審があつた場合にはそれを
補充するためのテストを持つというふ
うに、間歇的にこれを行いますので、
ぶつちぎりで短縮してしまえば合計四時
間とか六時間で済むということかもしれ
ませんが、それらを有効に行いま
すためにはどうしても間歇的に数時間
おくとか、あるいは場合によつては一
日、二日おととか、その次にまた次の
テストを行うということがどうしても
必要になつてくる。そのために十四日
かかるということになるわけでありま
す。
○宮城タマヨ君 私が伺いました時間
のことは、ぶつちぎりでやつて一日で済
ますという意味でなくて、どのくらい
かかりますかと言つたら、これは全体
で二時間ないし四時間くらいだと、こ
う説明を聞いたのです。そうすると、
それが二時間くらいおいてやらなきゃ
ならぬことかどうかといふことで、
これは、看板に偽りありといふこと
をとどき言いますが、看板を掲げて

あるけれども、内容のちつともない、これで何のテストができますかと言いたいような少年院がはいぶあります。どうですか。私の調査が間違っておりですか。

○政府委員(渡部善信君) これはかやうに少年院規則には書いてあります。が、十二分な調査を徹底させるにつきましては、いろいろ専門的な知識が要ります。従いまして、ほんとうに徹底的にやろうと思えば、各少年院に精神科の医者が入れなければなりません。また、心理学者、社会学者、すべてのものを入れなければ徹底したものは私にはできないと思います。しかしながら、われわれの思っておりますのは、さようなことの徹底したところとまではいかなくても、これによりましてそれそれの職員がその立場から調査をしていくということによって、完全なもののは得られなくても、それに近いものを得たいというところで満足せざるを得ないと思うのでございます。なお、この期間の点でございますが、たださうなテスト用紙によってテストするばかりでなくして、本人の行動をつぶさに観察することによりまして、行動観察によってその性格なり、性情なりをつかんでいくということが最も大事なことでございます。ただ中に、単独室に入れてほんとに置いておくというだけでなくして、その間に常に職員が見まして、本人の行動をつぶさに監督し、看取いたしまして、そうして本人の性情をつかんでいくというところにこの十四日間の私は期間の値打があると思うのであります。従いまして、宮城委員の仰せのごとく、中に入れたままシラミをつぶしているというようない

ことではこれはだめでございまして、やつぱり十二分によく教官が行動を見ていかなければこの目的は達せられない、かように思っております。

○宮城タマヨ君 まあ全国的のことです。なしに、手取り早い赤城のことですが、赤城をこの間調べたところでは、あそこ群馬の大学の付属病院の先生が一人、これは専門ということになつていて、けれども、それが来られないような場合には、助手が何か知りませんけれども、先生が来ると言いました。それは病気のための手当てです。そのほか何かあそこには今おっしゃるような医学的、心理学的、教育学的云々といったような設備がありますか。その担当教官がいますか。私のこの間調べたときにはそのことはなかった。私の調査の不備だったでしょうか。あれは福井さん、どうでしょう。

○説明員(福井徹君) 少年院には、御存じのように、四つの課がございます。教務課、医務課、それから庶務課、そのほかにもう一つの課として分類課というのがございます。分類課長も御紹介したはずでございますが、その分類課長のもとにスタッフを、まあ施設の大きさによって違いますが、数人の教官を持っております。そして、それらの人たちがこれらのテストをやつたり、行動観察をやつたり、その他、仮退院が適当であるかどうかという審査をしたり、それからまた進級等を審査したりする機能を営んでおります。これは分類課員と呼んでおりますが、分類課というものは、赤城の少年院では事務の庁舎の方におつたはずであります。

○一松定吉君 私は、もう一べん矯正

局長にお尋ねするがね。あなたは、法務大臣のこされられた規則の第十二条の十四日というものは、個性を調べるために必要だと仰せになったが、しからば、十四日かかって個性の調べのできない場合があるね。一例をあげると、心神の状況とかいうようなことは、なかなか、精神病の鑑定なんかというものは、これを十四日間こに入れたら在院者と接触させなかつたというて、できるものじゃありませんよ。私の質問の趣旨は、こういうような、寂寥を感じて、精神に異常を来たすような方法で、この少年院に収容するということとはよくないという、これが趣旨なんだ。だからして、十二条に規定してあるような事項を調査するために、は、何も、たった一人独房に入れたて、さびしい目を見て、そして調べなくても、今、宮城さんのおっしゃるには、三時間とか四時間で済んださうだが、それは極端として、少くとも四、五日間で調べれば、大体のことがわかる。それ以上わからないようなことは、この少年院に収容している間に、事に触れ、物に接してそういう調査はできるものだ。そういうようにすれば、今言うように、刑務所と同じような所に入れて――一尺四方ぐらいの窓で、光線の入らない、さびしい、空気の流通の悪いような所へ入れて、そうして規則第十一條の、少年院という所は決してそうじゃないぞ、安心と信頼感を与えるというこの趣旨と矛盾しないような方法において、それが個性の調査ができるじゃありませんかと、それならば、十四日というやうな、そういうやうなことは、御考慮なつてはい

けませんかと、法務大臣は、これについて、将来これを改正するような御意思はありますかと、こういうことを私は聞いてるんだ。局長の言うやうに、十四日の期間が調査に必要なから、こういうやうにしたんだと言うて、必要であつても、十四日で調査できぬものもある、また、十四日からぬで調査できるものもある。だから、こういうやうなことをして、十四日間独房に入れるなんということをせぬで、そういう個性を調査する方法に最も適当な手段、方法でやれば、単独の房に入れた寂寥な感を与えるということはせぬでもいいじゃないか、それならばこの規則を、これを改める必要はございせんかと、こう聞くんですよ。この規則を制定したときの、十四日でなげきめたかと、こういうことを聞くんじゃない。

○委員長(青山正一君) それから、私は一松さんに関連してはつきり聞きたいと思うが、一松さんのおっしゃる意味のやうに、その独房に朝から晩まで置いておくのかどうか。たとえば、運動もさせないのかどうか、あるいは映画などあつたときには、一緒に見せないのかどうか、あるいは運動会などあつたときには、運動会に出さないのかどうか、そういう点をはつきり説明してほしいんです。それを説明しない限りは、この問題、いつまでたつてもから回りですよ。そういう点をはつきり説明してほしい。

○政府委員(渡部善信君) その……。

○一松定吉君 法務大臣にお尋ねして

いるんだから……。これは現行法の運用じゃないよ。現行法がよくないから、改めるについて御意思がありません

んかと聞くんで、法務大臣にお尋ねしているんだ。

○国務大臣(唐澤俊樹君) 先ほど来、私からも、また、局長からお答えいたした通りでございます。ほんとうに、少年の将来の保護更生をはかりますためには、その本人の個性、また、持つて生まれた技能というやうなものに対する的確なる判定を下して、それをもととしてこれを指導しなければならぬことは当然でございます。その意味におきましてこの規定があるのでございます。その目的を達するために、ただいま問題になりました十四日間だけは他の者と接触させない、こういう方法でこれを調べていくということになつております。人によりましては、その調査が非常にはかどつて、なるほど十四日以内で済むものもございましょう、あるいは幾ら調べてもなかなかわからない、十四日たつてもわからないというものもございましょうが、そうあまり長く他の在院者との接触を断つということもどうかと思うので、十四日と規定してあるんだと思うのでございまして、ただ、他の在院者との接触を断つというやり方、これは自然まあ隔離するやうなことになるでしょうが、結局独房ということになりましようが、一応そこに入れて、他の在院者との接触を断ちまして、しかしこれは懲罰ではございせん。要するに、本人のために、本人の個性を的確に認識するための試験のための期間でありますから、その精神はどこまでも本人の保護更生ということに置かなければならぬものでございまして、独房に入れられたがために、あるいは精神状態に多少なりとも異常を来たすと

見ますとわずかな数でございますが、これも少年院の職員に向く者をこれに振り向けておるのでございまして、決してこれがために刑務所制的になるといふことはわれわれといたしましては考えたくないでございます。

○榎橋小虎君 四十人のうちに刑務官や警察官の出身は五人しかいないというけれども、四十人のうちに教育者の出身は五人しかいないのです。そうすると、一体その少年院はどちらの方に空気がなっていくかということですが、ね。局長は少年院というものをどういうものにしてしようと思っておいでになるのです。そこから根本的に聞きましていかなければならぬ。

○政府委員(渡部善信君) この四十人の職員の中で、ほとんど大部分は少年院の職員として本来養成し、育ててきた者が中心となっておるわけでございまして。従いまして、この少年院の主流がこれによって動かされるとは考えていないのでございます。どうぞその点誤解のないように、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○榎橋小虎君 少年院の職員といううちには、小使もあるし、それからいろいろいろいろあったようなものもあるでしょうが、そのうちの重要な職員で、主として監督に当り、管理に当たっておるところの重要な職員のことでしょう、この教育者五人、それから刑務官、警察官出身の五人というものは、そうじゃないのですか。小使やそういうものをに入れてはいいやないと思うのですが、これらの人はみんな重要な地位にある職員でしよう。

○政府委員(渡部善信君) 教育でございします。小使や何とかではございしません。

○榎橋小虎君 そうすると、こういう重要な地位にある職員が、教育者の出身、それから刑務官、警察官出身が半半ということになりますと、これは一体その少年院の空気はどういうふうになるか、そういう点はおわかりになりますか。御想像がつきませんか。

○政府委員(渡部善信君) ただいまも申し上げましたように、刑務官から少年院に転換させる者も、少年院の職員として適任者を選んでおるわけでございまして、これによって少年院が刑務所制的になるというふうなことは毛頭考えてないのでございます。どこまでも少年院は少年院としての特色を生かしまして、法の精神を生かして運営したいという気持は変らないわけでございします。

○宮城タマヨ君 兵隊上りの職員がその事件当時七人おりますね。それから高等小学だけ出た者が三人で、それは元は小使で、小使が今は教育になつていくというのがいたのです。実際調査したら、小使がだんだん出世して教育になつていく。それから兵隊上りで、人をなぐることをちつとも何とも思わぬというのが七人おりました。調査の結果そうなつておりますよ。これはいかにあんな山の中の少年院だから職員が得がたいかなんか知りませんが、これも、これは私は監督者の責任じゃないかと思ひます。

○説明員(福井徹君) 現在教官をしております者のうちに、過去において備人であったという人が数人おりますが、これは御存じと思ひますが、従来少年院制度の中には、教官、それから指導員、それから補導というふうな

職責のものがおありまして、教官が当時の判任官、それから指導員あるいは補導と申しますのは、判任待遇というふうな資格をもつて少年院の実務に従事しておつたのであります。これらの制度が戦後教官一本になりましたときに、それらの待遇者の中から、成績のよかつたものというふうなものを教官に定員が組み入れられたという関係で、教官に吸収されたという結果、備人が現在教官になつておるといふのが実情でございます。

軍人の関係は、今兵隊とおっしゃいましたが、これは戦時中の召集にあつた人でございまして、いわゆる軍隊専門の方ではなかつたのでございします。経験年数を見ましても、二年だとか、一年数カ月とか、召集期間の、いわゆる兵役に従事した経験のある者ということでありまして。

○一松定吉君 そこで関連して伺うが、十二条のいわゆる個性を調査するためにおおむね十四日おくといふならば、その調査は、医学、心理学、教育学、社会学その他専門知識を活用しなければならぬ、こういうふうな知識を持つていく人がある人があるか。十四日間にこれを調査しなければならぬ。医学、心理学、教育学その他専門知識を持つていく職員が何人おられますか。職員はいないとするならば、こういう人が少年院に入るたびごとに、専門の知識を持つていく学者、経験者を嘱託にでもしておいて十四日の間に調査させるのですか、どうです。それを一つ伺いたい。

○政府委員(渡部善信君) 医学、心理学、教育学という観点からの審査でございますが、これは今ちょっと申し上げ

げましたロールシャッハ・テストあるいはクレペリン・テストとか、いろいろの知能検査をするテスト用紙がございします。このテスト用紙は、すべてこういう心理学の見地からあるいは精神医学の見地から編み出した検査用紙があるわけでございします。その検査用紙に従いまして本人に記述させまして、これを判断していくわけでございします。従いまして、こういう線を描いたならばこれはどういふ性格の者、これがこういふふうな線を描いた者はどういふ傾向を持つていく者ということを、このテスト用紙の線の現われ方を読み取ることで、心理学あるいは社会学あるいは精神医学の見地から割り出しているわけでございします。それを子供たちやらせまして、そうしてそれを読み取っていくということになるわけでございします。必ずしもこれは精神医学の専門家でなくてはできないというわけのものでもないわけでございします。従いまして、さような知識をもつてそのテストをいたし、それを読み取りますれば、心理学的あるいは教育学的な観点からの調査をすることはできることにならざるわけでございまして、本来から申しますれば、仰せのごとく、心理学者がおられなければならず、また、精神医学者がおられなければならぬということになります。が、なかなか各施設に全部さような専門家をそろえるというところは困難でございまして、従いまして、さような観点からの調査をいたして二次第でございします。

○一松定吉君 それならば、今言うようなそういう表をこしらえて、表にある門家もおられぬなら、そんなものはすく

できるじゃありませんか。専門家が、おつて心理学、教育学、社会学その他専門知識を有する人がおつて調査するといふことであれば、おおむね十四日くらいいかると私も認めぬわけにはいかぬが、今あなたがおっしゃるやうに、こういう専門家はおられぬと思う。そうして図解みたいなものに向つて線を引いて、これを判断する資料にするのだというふうなことは、それはあまりにもずさんじゃありませんか。そういうことで調査ができませんか。

○政府委員(渡部善信君) これは技官といたしましては、群馬大学の医学部を卒業いたしました技官もいるわけでございします。また、大学の教育学部を出た職員もいるわけでございまして、これらがさような知識をもちましてこれを見るわけでございします。従いまして、精神医学者がいるというわけじゃございせんが、さような観点から、医学部を出た職員でありますれば、精神医学の観点からの検査もできるわけでございします。読み取ることができらるわけでございします。また、文学部を卒業した者は心理学の観点からの検査、社会学の観点からの検査もできるわけでございします。さような観点からの検査をいたすわけでございします。

○一松定吉君 ごく大がいなことで質問したいと思うのですが、君のように追加的に、ああ言えばこう言い、こう言えばああ言うという牽強附会的な答弁をすれば追及しなればならぬ。それじゃ追及するが、医学を心得ている者が何人、心理学を心得ている者が何人、社会学を心得ている者が何人、専門知識を持つていく者が何人職員の

中におりますか、それを明らかにしてくれたい。その必要上資料を出して貰いたい。それは赤城の少年院の職員といひますか、職員といひばいろいろ言葉が広いが、どう言ひますか、小使やそういう者を除いて、その人たちの教育、それから今日までの経歴、そういうものをずっと明らかにした書類を出して貰いたい。それから全国の少年院の職員や、あるいはそういう階級の職員ですが、そういう職員の教育と経歴をずっと書いたものを出して貰いたい。それを一つもとにしてもらうと少年院の職員といふものはどういふものを用いていかなければならぬか、どうするがいかといふことについて、あなたと私は考えがどうも一致しないように思うから、もっとその点について、深くそれをもとにして議論をしてみたいと思う。一つそれを至急お出しを願ひます。

○政府委員(渡部善信君) とりあえず申し上げますと、医学の経験者はここに一人おられます。それから教育学を卒業した者は教員の中に一人おられます。

しかしながら、これはただいま申し上げましてはなほだおしかりを受けたわけでございますが、これは研修の際にもいろいろとかような社会的な見地からテストする方法なり何なりは各教科にいろいろと、各研修の際に、研修で修得させることにいたしておるのでございます。かような観点から知能テストをいたすわけでございますから、別に牽強附会の説を申し上げたわけじゃございません。

○榎橋小虎君 私は少年院の職員の教育とか、経歴とかいふものが、やはり自然に少年院の性格、気分を決定していくと思うのです。そういう点を局長はお考えになっておるかどうか。今問答をしておると時間がかかりますから、それは後日に譲りますが、そういうことをもう少し私はあなたと議論し

てみたい。その必要上資料を出して貰いたい。それは赤城の少年院の職員といひますか、職員といひばいろいろ言葉が広いが、どう言ひますか、小使やそういう者を除いて、その人たちの教育、それから今日までの経歴、そういうものをずっと明らかにした書類を出して貰いたい。それから全国の少年院の職員や、あるいはそういう階級の職員ですが、そういう職員の教育と経歴をずっと書いたものを出して貰いたい。それを一つもとにしてもらうと少年院の職員といふものはどういふものを用いていかなければならぬか、どうするがいかといふことについて、あなたと私は考えがどうも一致しないように思うから、もっとその点について、深くそれをもとにして議論をしてみたいと思う。一つそれを至急お出しを願ひます。

○宮城タマヨ君 一つ大臣に伺います。今問題になっております少年院の鑑別のことでございましてけれども、これは実際は少年院に行く前、事件が起りましたときに、鑑別所で、これは相当専門家を集めて全国的にやっております鑑別所があり、それから家庭裁判所にもまた鑑別機関があるのです。それからまた、今度は家庭裁判所となるという、ほんとうの鑑別所よりもずっと設備も悪いのです。だが少年院の鑑別機関に比べますと、まだ家庭裁判所の方がいいのです、どこでも、そこで、さっき私は看板に偽りありと言つたのですけれども、もう大い少年院には、看板はかかっておるけれども、突っ込んでいって何にもない、全く看板に偽りあり。そうしてそのことは私から考えると、これはうんと

法務省なら法務省、裁判所なら裁判所で統一すれば、たつた一つでいいと思ふ。あつちでもこつちでもまねごとみたいなことをしないで、堂々と専門家を集めてほんとうに本式に私はやってほしいと、こういうふうにしておる。ところが、そういうことを言ひ出すといふと、これは一ぺんこの機構をみんな御破算にして、少年法もついでに御破算にして、そうしてほんとうに子供のためになる一法律を作るといふ唐澤大臣は御意図はございませんでしようか。これは子供のことでないかい手がないのです。だからこうやってこの委員会でごうごうごう言わなくちやならぬけれども、実際言つたら、かわいそうな問題ですよ。

○国務大臣(唐澤俊樹君) この問題は、従来から法務省でも、また、裁判所との間でいろいろ研究しておるようでございますが、なるほど言葉の通り、ところどころで別々に鑑別なんかする必要はないか、一カ所に集中して、そうして理想的な鑑別をしたらばいいじゃないかといふお考えはまことにその通りでございまして、ただ個々の機構がいろいろ違つておりますから、なかなか理想的にも参らないやうでございまして、それを統合することになりまして、機構全体についてまた大いに考慮しなければならぬ、こういうことになるのですから、問題が少し大き過ぎるものだから、法務省としましては今のところ、慎重に研究をいたしておる、こういう段階でございまして。

○宮城タマヨ君 それで重ねて伺いますけれども、少年法四十年のこの歴史において、とても畑争いがあるので

す。こつちは法務省、こつちは裁判所、新しい憲法になつてから少年裁判は裁判所でやることになつた。そうしてどつちも争つてゐるけれども、いざというときにはなつたら、裁判所は子供を少年院に送れば、委託すれば、それでよいと、幾ら心を送つても、制度上では、法律上では還元することはできぬやうになつてゐる。だから私はこゝから少年法に大メスを入れて、ほんとうに何を一体どこまでやるのが一番少年のためかといふことを、私こゝから研究して、少年法も御破算にして一ぺんやつたらいと思ふ。私は少年院なんていうものは、見れば、聞けば、あんなものを置いておいたら相ならぬと思ふ。あんな悪い者を一緒に集めるよりも、昔の保護団体みたやうに、小さいものに集める方が、そうして個々の性格に合ったもので、その場でかわいがつて育ててもらふ方が、私は少年のためになると思ふ。これをもうと掘り下げていきますと、私は、この全国の家のお母さんが、一人ずつ不良少年を家預かるよと、五十万のお母さんが言つてくれたら、私はこんなことをここで言わぬでもいと思ふ。それはその端緒として、極端ですけれども、一体少年院のあり方なんというものに、私は今の大臣の大メスを入れてほしいと思つたんですけれども、もういらしたら一つ考えて下さい。

○龜田得治君 私、昨日の東京医療少年院の脱走事件について若干聞きたいと思つたのですが、ただ質疑を聞いてゐる過程でいろいろ疑問を持った点が、出ましたので、まずちよつとその点について先にお尋ねします。それは先ほ

どから問題になつた規則十二案、ああいう方法で入つてきた少年を調べる方が適當であるといふようなことは、法務省の役人の方が考えられたのか、あるいはそういう規則を作るときに、教育学者なり、心理学者なり、そういう点の検討を十分やられてきたものか、私もどちらがいいかどうかいふ、これちよつと見当つかない点があります。この規則できまつておる方法にはなかなか私は疑問を持つております。疑問は持ちますが、絶対にそれが悪いという結論もちよつと出しにくい。そこでどういふ規則を作るときにどういふつもりでどういふことをおやりになつたのか、その点をまず伺つておきたい。

○国務大臣(唐澤俊樹君) 私も当時の事情をつまびらかにいたしておりませんが、大体法務省でかような重大な問題、重大な制度をきめるときには、御承知のやうに、法制審議会がございまして、そうして法制審議会の議に付して、学者専門家の意見を聞いてきめることになつております。それはこの規則をきめる際にもそのつもりでやつて参つたことと存じております。

○龜田得治君 法制審議会では、私はこの問題は適當ではないと思ふので、法制審議会はまあ普通の立法であります。この問題は、そういう法律規則といつたやうな法律上の問題じゃなしに、實際上そういう方法が世界的に認められておるか、あるいは科学的に検討してもそれがいいのだとか、何かそういう問題なんでしてね。法制審議会のあのメンバーを見たつて、私はそういう点の専門家はおらないと思ふ。どうでしょう。

○國務大臣(唐澤俊樹君) 私、当時の事情はつまびらかにいたしておりました、今事務当局に聞いてみますと、法制審議会の議に付したときにも、臨時委員としてやはりそれその専門の學者も入っておるようでございます。これはこういう問題ばかりでなくて、問題々々によりまして臨時委員を委嘱しまして、いつも入っておりますから、その例でやったことだと思います。このことも、やはりそのときにしかるべき専門委員が参加していると思ひます。そのほかにもまた矯正審議会がございまして、それにも付して意見を徴しておるようでございます。

○龜田得治君 まあそういう臨時委員を任命なさる場合でも、やはり法務省の一つの考え方、こういうものによつてやはり任命されると思うのです。だからそれだけで果して適正なものかどうか、なかなかこういう問題は一役所とかそういうものをやはり越える非常に大きな問題を持っていると思うのです。そういうわけですから、この規則が作られたときに、そういう専門的な検討をされた経過ですね、こういうものを何か一つ文書で私も知りたいと思うのです。今おそらく、古いことでしょうからおわかりにならぬでしょうから、出してもらいたい。

それからもう一つは、それが仮定として、それじゃ法務省の今考えておられるようなことが適当だと仮定いたしました、やはり十二条のあのまの表現では乱用される危険が十分あると思うのです。法務大臣や局長は、先ほどもから一松先生に対して、決してそんな乱用したり、間違つて運用されるようなことは自分からしては考えてお

らないという意味のことをおっしゃっているのですが、私はあのまの法文なら、少年院で実際にあれを使う場合に、ともかく十四日間を目標にしてほかの者と接触を断つておくと、こう書いてあるのですからね。私はやはりそのまの条文なら、多少必要がなくて、ともかく十四日間どつかへ入れてほつたらかして置く、こういうことになるおそれは十分あると思うのです。だから、ほんとうに法務大臣が先ほど説明されているような気持であれば、少くともそこへたし書きでもつけて、ただしこれは決して——たとえ第八条の懲罰、それと事実上同じような結果にならないように注意すべきだとか、これはもつと親切な条文でなければ私はいかぬと思うのです。まあ期間の問題もありますが、そういう意味で、先ほど結論的には若干検討されるような意味のことを大臣おっしゃいましたけれども、これはぜひ検討してもらわなければ、あのまの形じや当然これは妙な結果になると私思ひます。それは一つ御検討を願えるでしょう。私のちよつと申し上げたのは、たとえ、ただし書きをつけるといふような、それが一番いいかどうかかわりませんが、しかし、少くともそれくらいのものがなければ不十分だと思うのです。

○國務大臣(唐澤俊樹君) これはこの条文に限らず、すべての少年院に関する条文は、少年院法の精神を体してやらなければならぬのでございます。それから、たとえば、懲罰そのものに関する条文でも、この懲罰は刑務所における刑の執行とは違ふのであるから、こういう精神でやれとか、すべての条文に

ついて親切に書くのがこれは理想でございまして、けれども御承知のように、私の申し上げる必要もないことではないですが、この法律を学んでやる規則だものだから、一応は簡潔に書く、そしてその執行については、原則として少年院法の法律の精神でも明瞭になつておる。すべてはこの精神に基いてやつてもらいたい、こういう趣旨で書いてあると思うのでござい

ます。しかし、乱用する危険がないかといへば、それはもう良識のない職員がこれを読み違へばどういふことにならうかと思ひます。その点は十分注意しなければならぬと思ひます。ただ、たまたまきょうこの条文がこの問題になりましたから、十分に過去の実績等にもかんがみまして、そして法務省におきまして研究はいたして参りたいと考えております。

○龜田得治君 それからもう一つ、この少年院法の第三条の第二項をちよつとごらん願ひたいのですが、私は、この条文はあらゆる法律の中でも非常に珍しい規定だと思つてゐるのですが、つまり法務大臣は、少年院を適當に維持し、かつ、完全な監督を行う責任がある——普通よく監督関係の規定としては、どういふ事項についてはだれが監督する、そういうふう書いてあるだけで、特に完全なこの監督を行う責任がある、こういうふうなことを書いてあるのは、私はこれだけだと思ひます。ほかには何かお気づきのものがあればお示し願ひたい。私はこれだけだと思ひます。その点どうでしょう、ほかの局長の方でもいいです。

○政府委員(竹内平平君) ほかの条文には、そういう形式の書き方は私存じておりませんから、まあ特殊な書き方だと御指摘のように思ひます。これはまあ私の想像でございしますが、こういう強制力を伴います施設の監督でございまして、特に人権尊重の意味からしてそういう趣旨の規定を設けたと思ひますが、この法案のまあできま

すので、そのころにできました法律の中には、ちよつと日本の法律体系にないような用語がときどき挿入されておることを私も感づいてはおります。けれども、この条文がそういういきさつであつたかどうかつまびらかにいたしません、その趣旨とするところは、今おっしゃる通りに、特別に監督を厳重にしなければいかぬという趣旨が盛られておるものと理解いたします。

○龜田得治君 私はそういたしますと、今度の赤城少年院の問題の跡始末の問題ですね。先ほど責任のとり方等、とつた結果の御報告を聞きまして、どうもああいうことでは足りないように思ふのです。相当長期間にわたつてそういう不当なことが行われていてそれが気づかれなかつた、これはもう相当問題ですね。で、私はなぜそういうことを言うかといふと、よく不当逮捕の問題なり、もう明かにミスであつたといふようなことがときどきありまして、なかなか最近はその責任のとり方が不明確なんです。まあ戦前などにはよく、不祥な事件が起きると、全然関係のない人でも、しかし、職責上それにながつてゐるからといふことで、相当なやはり責任をとつた。そういうことは必ずしも私は必要がないと思つてゐる、そんなに他人のやつたことに対して責任を何で

もかんでも負うといふことは。しかし、あまり何かルーズになり過ぎておるような感じを私は一般的に持つわけですが、今度の赤城少年院の場合、これだけのともかく子供を水びたしにしたり、そんなようなことをやつて、それが暴露されて、そしてその処分というものは院長以下だけに終つておる、こういうことでは、ほんとうにこういう問題について今後真剣に取組むのだといふうな感じとは受け取れないのです。しかも、この条文によりまして、今刑事局長もおっしゃつたように、ほかの法律には全然ない完全な監督なんです、だからこの法律の条文からいつても、私は法務大臣自身がもつと責任といふものについて痛感しなければならぬのではないかと。あるいは、法務大臣の仕事を行つておる関係にある局長なり、あるいは管区の長なり、私はやはり、それが筋だといふことであれば、必ずしも全部辞職するばかりが責任ではありませんが、適当な形で責任を明らかにしていく方が、下に対してはもつと厳肅な気持ちにさせると思うのです。自分たちのあやまちのためにこういうふうなことになる、となつたといふことになるので。どうも私は先ほどの処分は不満なんです。がね、この条文から見ても、これは一つ大臣の率直な気持をお聞きします。

○國務大臣(唐澤俊樹君) この「完全な監督」という一句は、ただいま仰せをいただきましたが、私も初めて承知したようなわけでございまして、これがどういふことまでできておるか、今刑事局長の一応の説明もございましたが、あるいはこの前身である矯正院法等にもこれがありましたかどうか、いずれ

にいたしまして、法律でかように書いてありますのは、ほんとうに普通の監査と違って、完全な監査をしなればいけないというのを法律が明定してある。その関係から、監査の責任にある者の責任は重いということになるわけでございます。これはもう御解釈の通りでございますが、このたびの少年院の不祥事件についての跡始末につきましては、まあいろいろと御批評をこうされましたわけでございますが、法務省といたしましては、最も適当だと思ふところへ一線を引いてやうなわけでございます。しかし、御批評は御批評といたしまして、十分拝承をいたします。なお、将来につきましては、やはりこの事件に関しまして十分戒心を加えたいと思つております。

○龜田得治君 お答え、大へん私不満なのは、ともかく日本の全部の法律の中に一つしかないことですね、それを法務大臣が今初めて読んだ、これじゃあ私は法務大臣自身も少年問題についてどれだけ真剣に取組んでいるのか疑わざるを得ないし、それからそれを補佐しておる局長も、この問題だけは特にこういうふうになっているのですよというくらいのこと、大臣が就任されたら、当然これは注意しておくべきですよ。そういう点で、そういうところからやはりいろいろの間違ったところが下の方でも起きてくるのではないかと一つは思いますね。だから、まあ人を処分することをあまり好むわけではありませんが、これだけの問題が起きておるわけですから、もう少し責任のとおり方というものを、今度のものに對してもう一度検討してみる余地とい

うものは全然ないのでしようか、その点が一つと、もう一つは、院長は減俸になつてどうかはかへられたようですが、私はこれだけの問題を起した方をほかへやっても、果して仕事ができるのかどうか。ちやうど処女が強姦されたやうなものです。精神的に非常な一つの何か問題が明るみに出れば、大きなショックというものが受けられておるはずで、私はそういう状態で、正常なさらに同じ仕事を続けるということは、不適格だと思つてゐるのですがね。突き詰めて考えてみると、さらにそういう仕事を続けておやうにならうという方自身の氣持も、私少し解しかねる点がある。ただし、やめてもほかに仕事もないし、まあ仕方がないからこうやうな状況だということ、そうしてそういう事情も一応了としてやうな状況なら、これも一つの考えです。しかし、事柄の自体から考えますと、私はたとえ同じ場所だけでなくても、これだけの問題を起して、そうして継続して同じ仕事をしやあしやあとしておやうになるということ、これは適当じゃないと思ふのです。具体的にその点だけを検討してみても、全体について再検討の余地がないか、もう少し責任というものを上の方でも明らかにすべきじゃないかというところが一つ、それから例として申し上げたのは、この院長の問題ですが、お考えを聞きたいと思ひます。

○國務大臣(唐澤俊樹君) 私が自分の所管事項に関する法律の条文をわきまえていなかったことは、まことに申しわけなかったと思ひます。今後、十分法律を勉強したいと思つております。それから、間違ひを起した際の制裁

の量定でございますが、これはまあ非常にむずかしい問題でございます。私ももかつては官界におりまして、どの程度に線を引いたらよろしかろうかということにつきましては、ずいぶん苦心をしたものでございますが、やはり感情には、制裁についての不文律といひますか、一応の慣例みたいなものがございまして、起きた事件と全く同じような事件というものはないのでございまして、心持の上で、大体従来の例で、まずこのくらいな問題を引き起せばこの程度というやうなものがあるものでございまして、そういうやうな従来の目に見えない基準というやうなものに沿つて処置していつておるやうなわけでございますが、その結果から見ても、今のたとえば院長に對する処置が軽きに失するのではないかと、こういうやうな感じも出るかと考へるのでございまして、しかし、このやうな不祥事というものは二度と再び起してはならないこととてございまして、一応責任者の処置はいたしましたけれども、将来にわたりますして、そういうやうな場合の制裁をどうするかというやうなこと等につきましても、十分考慮した参りたいと思つております。

○龜田得治君 昨日の東京医療少年院の少年の脱走事件ですね、これは真相はどういうことであるのか、要点だけまず御報告願ひます。

○政府委員(渡部善信君) この東京の都内にあります東京医療少年院で、昨日の十六日でございますが、午後七時五十八分——ちやうど八時前でございますが、寮生にテレビを鑑賞させまして、それが終つて寮に連れて帰る途中

で、十三名の少年が出入り口の戸を破つて脱走したものでございまして、こちらに伺いますまでに聞きましたところでは、そのうち七名を連れ戻したものでございまして、まだ残りの六名は連れ戻すに至つていないのでございまして。まことに世間をお騒がせして申しわけないと存じております。この東京医療少年院は特殊な少年院でございまして、こゝは精神薄弱の少年ばかり入れておるところでございまして。従来I.Q.六〇に満たない少年たちばかりが入れられておるのでございまして。昨晩逃走いたしました十三名の少年たちも、いずれもこの知能指数のさうな少年たちでございまして、一番低い少年でI.Q.四二、一番高い少年でI.Q.六八ということに相なつております。その逃走いたしました原因が那邊にあるか、まだ十二分に調査をいたしておりませんが、よくわかりませんが、中の三名の少年が、何か自分の退院がなかなかできかねることにつきまして不満を持つておりました、この三人がそのかして、逃げてやうやうということ、これに同調してかやうな暴動に出たやうでございまして。何分知能の低い少年たちでございまして、ちよつとしたことにもすぐそれに同調するやうな傾向が見受けられまして、この処遇には頭を悩ましておりました、いづれ十二分に調査いたしました上で、御報告申し上げます。

○龜田得治君 新聞等でもちよつと拝見したのですが、あそこの谷院長の話であります、少年の中で家に帰りたいと、数日前からそういうことを言つ

ておる者がいたということを、記事の中にもあるし、院長の談話にもあります。だからおそく事実だろうと思ふのですが、私は子供が家に帰りたいというこの氣持ですね、これは私ある意味では非常にいい氣持だと思ふのです。考え方だと思ひます。だから、そういう現象がある場合には、少年院としてはどういふやうな方針をとつておられるのか。ああいう多少知能指数が足らなければ、そういう気分からいふ場合には、特にいふに考へるのですね。われわれの子供に会いたいというのと一緒です。だから、そういう現象が全国どの少年院でもあるのだと思ひますがね。そういう場合における扱い方というものを對して、何か一定の基本的な方針なり、考え方というものがあのかどうかお聞きしたい。

○政府委員(渡部善信君) 少年たちが家庭に帰りたいという氣持、これは私、仰せのごとく、非常に尊い考え方でございます、これを大いに伸ばしていきたいという考えでございます。この少年たちがいろいろ不良化したします原因等を調査いたしましたも、家庭に、何と申しますか、魅力を感じなくなつて家を出たというやうなことが悪へ走る大きな原因でございまして、少年たちが家庭に對する非常な恋しさを持つてくるということ、さうな意味から申しますと、非常に少年たちの氣持がととのつて参つたということも言えると思ふのでございまして。そこで、少年院では、家庭との間の環境の調整ということにつきましては特に意を用いておりました、しよつちやう家庭に連絡をいたしまして、保護者の来院を求めて面会をする。また、家

それから先ほど宮城先生もちょっとおっしゃったのですか、こういう事件の場合ですね、逃げ出したのが何か犯罪だとか、そういうふうな印象を与えるような扱いをやる。少年にはやはり絶対に避けてもらいたいと思うのですね。そして本件のような場合だと、それが家に帰りたいということが本心であつた場合であれば、少年としては、はなはだ矛盾を感じずと思うのですよ。おれは家に帰りたいと思ったから帰つたのだ。それはまあ承諾を得ないで帰つたのは悪いかもしれないが、犯

んあります。民間でも自分の知っている範囲でも相当あります。そういうところは、これはもう誠心誠意やっていなければこれはつぶれてしまうのですね。国のやっているやつは、まあ国から費用をもらってやっているわけですから、適宜にやっておたつて、まあ何とかいくわけですね。だけれども、民間などで特種な気持で、それはまあほかの補助等があるでしょうが、おやりになっている、そういうたような人なんかで、りっぱな人を引き上げるとか、あるいは長らく教育の仕事を

のが中に起りがちです。一つの風がなければだから、赤城少年院のやはりそういう一つの間違った経験というものを生かして、何とかその辺の検討を基本的に一つやってもraitたい。先ほどから、他の委員の方からもその点の質問なり、御希望が出ておりましたがね、私は教官についてであっても同じ気持はありますが、院長が一番大事です。これの選任というものは、もう少し広い視野で一つ考えてもらえるようなことを御検討願いたいと思います。が、大臣のお考え、どうでしょうか。

とがあるかどうか存じませんが、しかし、根本におきましては、広く人材を野に求めるということは私は賛成でございます。ただ、そうかといって、全く野放しにどこからとつてきてもよろしいというようなことにしてもやはり弊害がある。こういうことで、この場合だけでなくて、広く日本の法制全体を見ましても、やはり選考採用については一つの条件というものが採用されておるようでございます。そういうふうなわけで、一応の標準はやはり立てておかなければならない。しかし、心

いかもしれませんが、ただ、私は心持
といたしまして、今亀田委員のおっ
しやったように、フリーに一つ選挙して
いきたい、こういうふうに考えておる
わけでございます。

○亀田得治君　もう一つ、近く選挙が
あって大臣がおかわりになりました
も、先ほどのようなことは、これは一
松先生もおっしゃったわけですが、次
の大臣にも一つお伝え願つてやはり引
き継いでいくように、こういう議論は
ほんとうになかなかしよつちゅう出る
わけじゃありません。こういう不祥事

件があつて初めてお互いに真剣に考えて検討するわけですから、これは十分一つお伝えを願いたいと思います、もしおわかりになる場合には、引き續いておやりになることを希望しておきます。

○委員長(青山正一君) 派遣委員の報告に関する質疑、少年院の運営等に対する諸問題の調査は、本日はこの程度にとどめまして、昼食のため、午後二時三十分まで休憩いたします。

午後一時四十分休憩

午後二時四十分開会

○委員長(青山正一君) 休憩前に引き続き、これより委員会を再開いたします。

刑法の一部を改正する法律案、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、証人等の被害についての給付に関する法律案、以上三案を議題といたします。

あつせん収賄罪に関する部分について質疑を行います。御質疑の方は順次御発言下さい。

○龜田得治君 まずこれはあつせん収賄罪に非常に関係の深い問題であります、あるいは一般のわいろ罪に關係のあることですが、最近における官庁の懲戒処分状況を、役人が違法な、あるいは不当な行為をとつて懲戒に処せられた、そういう点についての大まかな傾向について伺いたいと思ひます。大臣でなければ局長でいいです。

○政府委員(竹内壽平君) 官庁全般につきましては、こまかい数字はもとより私も存じておりませんが、大体の傾向といつては、先般も会計検査院の不当事項の決算委員会における調

査等に関連しまして、私もその席に連なつておりましたので承知いたしておる事項を申し上げますと、行政処分、懲戒処分が一般に軽く、かつおそいのではないかという御意見でありまして、その点を是正いたしますために、重くかつすみやかにという線が出ておるのでございますが、御承知のように、この国家公務員の身分の關係につきまして、裁判が有罪判決を見ますまでは、裁判の關係におきましては、無罪と推定されておる状況にありますので、裁判にかけられました不正行為者に対して直ちに行政処分をとつて何がしかの処分をするということは、檢察官庁でありませんほかの役所ではなかなか一挙にやりにくいので、その裁判の結果を待つてという状態で処理がなされておる面があるようでございます。もちろん裁判にかけられていない一般の不当行為につきましては、各庁の基準によりまして、すみやかに処分をいたしておるのでございますが、法務省に關しましては、大体三カ月以内には事實を調査いたしまして処分を明らかにいたしております。それから不正行為に關する部分につきましても、檢察官庁におきましては、判決前でございますけれども、事柄の性質上、檢察官の調査の結果によりまして、可能なるものはすみやかに処断をいたす、すみやかにその処分を明らかにする、という態度をとつて、ここ数年來参つておるのでございます。檢察官の職員はもとより、所管の各職員につきましても、大体そういう態度で臨んでおるのでございます。まあ特殊の事情で若干の例外がないとは言えませんが、考え方としては、重く、かつ、すみやかにという線

は相当實踐に移されておるといふふうと考えております。

○龜田得治君 こういう汚職という問題、根本的には官吏の紀律全体というところから反省しなければならぬ問題だと思つておる。今そういう問題全般について検討する場所でもないと思ひますから申し上げませんが、とにかくその中の相当数の者が、業者との關係とか、贈収賄の關係そういうものが相当あると思う。そしておそろくわいろ罪で起訴等になれば、これはもちろん懲戒免職になるでしょうが、そこまで行かなかつたようなもの、こういうものはどういふうな処分を實際されておるのか、そういう点を知りた

いわけです。

○政府委員(竹内壽平君) 正確にお答えできる資料を持っていないのでござい

ますが、刑事処分を受けませんで、刑事処分としては起訴猶予処分になりましたものにつきましても、減俸その他の行政処分をいたしていることは、これは間違いない事実であります。

○龜田得治君 起訴猶予処分ですと、一応まあ本人の将来等を考えてゆるくしておくとおつておるんですが、しかし、それは起訴猶予処分の場合など、おそらく事實そのものはあつたことは間違いないわけですね。そういう場合に、ただ減俸とかそんな程度で処理されておるのが現実なんではいふうか。

○政府委員(竹内壽平君) これは懲戒罰として、免職、停職、今の減俸、訓戒といったような罰の種類がきまつておりますが、形式的にはそういう罰にあつては、はかないわけでありまして、けれども、實際におきましては左遷と

が昇給をとめるとかといったような實際上の罰が加味されて、網紀肅正に資しているわけでありまして。

○龜田得治君 私は懲戒処分全体について今お聞きするつもりもありませんが、起訴されない者で、そういうふうな問題に關与した者の實際上の扱いがどういふうなやつておるのか。これは起訴されれば事件じゃないからなかなか調査は困難だと思ひますが、しかし、大体の傾向なり、全体の懲戒処分の数字などは行政官庁等にあるでしょうが、その中で贈収賄らしいというふうなものについて起訴されなかつたものについて処理ですね、これは一つ至急御連絡でもとつていただいて大体の傾向がわかればいいです。それから一つ出しているといふと思ひます。法務省自体はどういふうなやつておるんですか。

○政府委員(竹内壽平君) これは人事課の所管でございますので、人事課長から申し述べたのが相当だと思ひますが、法務省としては、ほかの行政庁に比べて、その意味では嚴重にやり過ぎておるのじやないかということを決算委員会でも言われたことがあるくらい嚴重にいたしております。それに對しまして、私の考え方を申したことがありますが、これは法務省という人の非違を糾弾することを主とした役所でございますので、率先してみずからを明らかにしていかなければならぬという考えから、ほかの庁が甘いからといつてそれにならぬというのではなくて、私の方は、伝統的にそういう考え方でやつておるのだという説明をしております。

○龜田得治君 昨日、総理大臣に聞きましたことですが、時間が限定されて

おりましたから、こまかい御質問は遠慮したわけですが、例の檢察官法の十四条の問題ですね、昨日の質疑で私の考え方を別に否定されるわけではないお氣持であらうと思つておるんですが、ただ、法律の形態として贈収賄だけについてそういう指揮権を除くというふうなことをこれは書くわけにいかないでしようし、そういう技術的な点もからんで満足な回答は私としては受けられなかつたわけですが、これはどうなんですか、實際に法務大臣が直面されるわけですが、現在の状態ですと、やはり政党政治ですから、政党内身の法務大臣がおれば党としてはやはり法務大臣の方に問題を持ち込んでくる。法務大臣はできるだけ法律のそういう扱いについては公正にいききたいと思つても、そしてまあ檢察官方面はそういう立場で主張してくるでしょう、平素はそういうふうな法務大臣が思つていても、これはやはり総理大臣に任命された法務大臣だし、とにかくそういうふうな私に思ふのです。私はどういふ人が政治をお作りになつても、やはり自分のことを自分で処理するということとは私はやつぱり間違いだと思つておる。自分にかかつた問題については、もうあつさり皆さんから御判断を願うというふうな氣持が大事だし、制度上もそういうふうなやつぱりしておく方が世間の疑惑も受けなかつた、また、その地位につかれた法務大臣としても非常に私はやりやすいし、いいことじやないか。じゃ、しからば、それをどういふふうな制度上法律化するかどうかという問題になれば、これは第二段の問題として検討の余地はありますがね。考え方としてはそういうことが正

しいのではないか。検査全体についてもそういう意見が一部にはありますね。法務大臣というものは、たとえ政治の時代であつても少し違つた立場に置いたらどうだろうと、法務大臣自体をですね。私はまあそこまでは言いません。しかし、汚職という問題が出ておるわけですから、少くともその問題については法務大臣はそういう立場に立つておるべきじゃないかと思うのです。これは与野党にかかわらず、野党の汚職だつてそうですよ。野党の汚職なら、じゃ法務大臣はもっと強くやれという指揮権になるおそれがある、政争が激化した場合には……逆の場合にはゆるめる。どうしてもそういうふうなことになるやういわけなんです。そういうことにならぬやうに、何かやはり制度的にやる方法があれば私は一番いいと思う。そのこと自体はどういうふうに大臣はお考えでしょうか。

○国務大臣(唐澤俊樹君) これは司法制度についての根本問題でございまして、ただいまだんだんと意見のありました点、私はいかにももつともだと思ひます。検査権を最も公平に行使せよと云ふことのためには、あるいは政党と縁のない者がこの地位におるということが適當かもしれないという御意見はしごくもつともだと私は思ひます。しかしながら、一方におきまして、政府としては検査権のあり方ということについて、やはり最後の責任をとらなければならぬ立場におるのをごさいます。もし法務大臣と検査当局との間のいわゆる検査庁法第十四条というものの橋渡しを断つてしまふ、あるいは法務大臣そのものが内閣の指揮を受けない立場のものを置

くというやうなことになるまして、それが万一あやまつてあるいは政党内の人がきて、政党内であれば何でもびしり取り締まる。あるいはまた、労働運動ざらにの人がきて、労働運動については過当の弾圧を加えるというやうな、いわゆる検査フアッシュ、片寄つた検査権を行使するというやうな場合がありまして、政府としては、何らこれを制する道はないというやうなことになるましては、これはまた一大事でございまして、やはり政府として、検査権の行使について責任を持つ以上は、やはり法務大臣は総理大臣の命令に服し、総理大臣は、一応検査当局を指揮する権限を持つてゐるという制度にしなければならぬと、かやうに考えるわけにございまして、ただ、従来のやうに、法務大臣が一々の事件を、具体的な事件について、また、個々の検査官に指図をするというやうなことではありますと、これはいろいろ弊害があるやうかというので、私が御説明したすまでもなく、今日の検査庁法第十四条ができて、個々の事件については、法務大臣はただ検事総長を指揮し得るのみ、検事総長を通じて下の検査官を指揮するという、まあほどこ合ひの規定を作つてあると理解してゐるのをごさいます。いわゆる指揮権の発動というやうなことが問題になるのをごさいます。この指揮権の発動という、この問題につきましては、いわゆる世上でいう指揮権の発動——つまり検事総長をトップとするところの検査陣営、この陣営で研究をして、そうして検査権の発動について一つの方針を定める。それが法務大臣の氣に入らないからといって、検事総長以下の検

察当局の意見を、これを押える、これを曲げるといふやうなことがある場合に、世にいわゆる指揮権の発動とまあいうわけにございまして、私が法務省に参つてからの経験で見ますと、一応法務大臣は、検事総長を通じて検査当局を指揮するやうになっておりますけれども、検事総長以下検査当局に、検査事務についての練達権限の人が一ぱいおります。そうしてその下には、各高検があり、地検があるというやうなことでございまして、事件は、地検からだんだん積み上げ方式で上の方の指揮を待つてくるわけにございまして、衆知を集めて、そうして問題によりましては、最後は検事総長のところで、検査当局としての意見をきめるわけにございまして、で、私は就任以來、もう検査当局の良識と良心に信頼をいたして、全部おまかせをしてゐるわけにございまして。一々私に指図を求めては参りません。事項によりましては、決定をしたときに、それを執行する前に、こやういふやうな決定をして、いつ幾日執行するといふやうなことを、事務当局を通じて私に報告をしてくれることもございまして、それもきわめて希有の場合にございまして、今の私の経験してゐるところでは、検査権の発動というものは、今の制度のもとにおきまして、私は厳正に、また、公平に動いてゐると、かやうにまあ考えてゐるわけにございまして。

ただ、法務大臣といひましては、党と言わず、党外のいろいろな人——党で言へば、私の友人は自分の党はもちろんのこと、社会党にもございまして。それから政治家以外の人もございまして。で、世上では、あるいは法務大

臣に頼めば、法律問題でも、訴訟の問題でも何とか有利になるとか、自由になるとかといふやうなまあ誤解もありますから、いろいろと頼みに来る人もいささかございましてけれども、そういうことで迷うやうな者は、これはもう法務大臣にしないがよろしいといふことで、人事の面で厳正公平にやるといふやうな人間をそこに置くと、こやういふものは、依然法務大臣が検査当局を指揮し得る、ただし、それは個々の事件について個々の検査官を指揮してはいけぬ。常に検事総長を通じてのみ行ふ、こやういふ制度で、私はこのくらの制度が政府との関連においてもきわめて適當な制度ではないか、まあかやうに考えておるわけにございまして。

なお、あつせん収賄罪等についての検査権の発動について、いろいろ御心配があります。いかにももつともでありますけれども、しかし、法務大臣に任ずる以上、あつせん収賄罪については、どうも信用がならないといふことで、制度としてそれはお前の権限ではないぞといふやうな制度を作るといふことも、これまた私はどうかと思ひます。このごさいます。これから先は、制度の問題と言はんよりは、結局においては人間の責任、その人間の責任はひいてはその内閣の責任、国民がこれをいかに批判するかという、最後は国民の審判によつて決するといふより仕方ないやうに思ひます。ございまして、ただいまだんだん御意見のありましたやうな、いろいろな心配は多々あるといふことだけは御意見の通りだと思ひます。ございまして。

○龜田得治君 まあ一般的な検査の仕事については、今法務大臣がおつしやつたやうなことでまあいいと私も考えます。ただ、問題を限定して、相當地位の高い人の汚職の問題、こやういふことが出てきた場合のことを私はさしておる。で、実際にこやういふ事件が起きて参りますと、そのとき何かさういふ指揮権の発動ができないやうな法律なり、あるいは内部の規則を作らうと思つてもなかなかできない。だから、こやういふ問題のないときにこそ、冷静な立場で検討して、その問題だけはもう検事総長以下にまかすといふやうなことを、内部規則として作つてもいいわけですね。

で、法務大臣にちよつとお聞きしますが、この前、例の吉田さんのときに造船疑獄があつて、大體法務大臣のことで、検事総長に対する指揮権の発動があつて、おじやんになった事件があつて、ああいう——その理論は別として、ああいう現象を大臣はどういうふうにお考えでしょうか。あれで適當だと思ひますか。

○国務大臣(唐澤俊樹君) 当時どういふ事情で指揮権を発動したかといふことをつまびらかにいたしておりませんから、これに対する私の意見は申し述べることとを差し控えたいと思ひます。このごさいますけれども、その前の、制度として、ああいう場合には指揮権発動ができないといふやうな制度を作つたらどうかといふ御意見と拝聴したのでございましてけれども、これはもう非常に大きい問題でございまして、それも一つの家かもしれないませんが、結局においてああいふ問題は、社会の批判を受けます。結局先ほども申し上げまし

たように、そういうことをする一体政府というものは、国民がこれを支持していかどうかという国民批判、国民の世論によつての審判を受けるより仕方ないのじゃないか。制度をどう変えまして、また、それをのめられる道もあるのだから、私はこの檢察庁法十四条というものは、まずほどこ合ひの規定ではないかと、かように感じておる次第でございます。

ちよつとお許しを願ひまして……。

○委員長(青山正一君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(青山正一君) 速記をつけ

○榎橋小虎君 あつせん収賄罪の百九十七条の四という項に「公務員請託ヲ受ケ」というこの「請託」の内容ですが、今まで御説明を聞くというところ、これは抽象的なことでもないけい。かといつてそのあとにある「其職務上不正ノ行為ヲ為サシメ又ハ相当ノ行為ヲ為サザラシム可ク斡旋ヲ為ス」ということも、これはどの必要もないのだといふ御説明であつたと思うのであります。が、そうすれば、一体どの程度の条件を持つておつたら要求されるだけの条件を満たすことになるか、こういう点ですが、具体的にできれば例をとつて一つ御説明を願ひたい。

○政府委員(竹内義平君) これはたとえば、税金を負けてもらいたいというように、税金の内容が所得税のことをいつているのか、法人税のことをいつておるのかというところまで綿密な類み方をしなくてもよろしいが、とにかく何を頼むかということが特定する程度のことを内容としておるのであります。

す。その頼み方まで、そのあつせんの仕方まで、その仕方が不正な行為をさせるというようなことまでの内容を含むものではないといひません。従つて、具体的にいえばそういうことでございまして、法律用語として私どもが解釈しておりますのは、特定な事項を依頼する、そしてそれを承諾することが「請託ヲ受ケ」という解釈になるのでござい

います。

○榎橋小虎君 そうしますというところ、その次に「職務上不正ノ行為ヲ為サシメ又ハ相当ノ行為ヲ為サザラシム可ク斡旋ヲ為スコトヲ報酬トシテ」ということでありますが、そのあつせんをするということ、それからそのためのわいろというものになるわけでありますが、その二つの関連は、請託の内容によらないでもいいということになると、その請託者と、それから請託を受けた人との間の何かやり話し合ひでもなければ関連が出てこないと思ふのですが、そこはどうなんですか。

○政府委員(竹内義平君) さううでござい。頼んだ人、多くの場合に贈賄者でござい。贈賄者の方といふことは、その報酬として提供した利益が不正な行為をさせるようなあつせんをしてくれた報酬であるといふことを認識していなければ、贈賄罪としては成り立たないでござい。従つて、例をあげて申しますと、税金のことを頼んで、ほんと初めにこれはお礼でござい。と、金をやつたという場合で、その結果、税金は負けてもらつたということになりま

す。その税金を負けてもらつたとき、それが、請託を受けた公務員が、権限のある税務官に対してどういふような働きかけをしたかということについて認識がなければいけない。その認識と

いいいまして、不正な行為をさせるというふうな働きかけをしたという認識があらうと、その場合には犯罪になりぬものであります。従つて、そういうばんと先へ金をお礼としてやつたような場合には、犯罪の成立を認めることが困難な場合が多かろうと思ひますが、まず初めに、税金のことを頼みますが、その後、請託を受けた公務員がいろいろ手を尽した、こういうふうにもやつてみた、ああいうふうにもやつてみたといつていろいろ話を聞い

て、先まで骨を折つた結果、税金を負けるという結果になつて、これは非常にお金をやつたということになります。と、その話を聞いた中に、その話の中に、不正な行為をさせるようなあつせんをしてくれたのだなということが認められる、そういう認識を持つに至つたと認められるに至つたときは、その行為は贈賄者としても不正の行為をし

てもらつた報酬として金を提供したのだといふことの認識がある、そういうことになるのでござい。まして、贈賄罪も成立しますし、一方、請託を受けた人が税金の働きかけをしました場合には、税務官吏としては職務に違背するやうな行為をしてもらつた結果、税金を負けてもらつたといふことであります。と、その人も収賄罪になると、こういうことになるわけでございます。多くの場合、従つて、報酬はあつたからくる場合に犯罪の成立することが多くあるといふやうな次第でござい。ます。

○榎橋小虎君 非常にそこはそうする

託者の方では、別段不正の行為をしてくれといふところまでは具体的に考へておらぬので、これは税金を一つ安くしてもらいたい、同じ安くしてもらいたいといひまして、不正な行為をせぬでも安くしてもらふといふこともあるわけでございますが、そういう考へでもつて頼んでおる。ところが、公務員の方では、何もそれに答えないで、よろしいといひて引き受けて金をもらつた、こういう場合にはどうなるのですか。

○政府委員(竹内義平君) 御設例の場合には贈賄も収賄も成立しないと思ひ

ます。もう少し補充的に申し上げますと、請託者、頼む方が、普通は悪いことをしてやつてもらいたいといふやうな頼み方をしないのが普通だと思ひます。しかし、税金を負けてもらいたいといふ意思だけは通じておるわけですから、その依頼を受けた公務員が、税務官吏と若干の話し合ひをして見たところが、これはもうとても依頼者の希望に沿ふやうな方法はだめだ、だからして、利益を少くすることの認定をしてもらつて、そうして税金を下げてもらおう、そういうやうな一つ手を入れてくれないかといふ頼み方をして、そうして、それはそういうふうにして上げようといふことから不正といふものが行われたといひます。そのことを贈賄者のつまり請託者の方に、こういう方法を骨を折つて上げましたといふことを言わないために、贈賄者が何もそういう事情を知らなかつたという場合には、贈賄としては成立いたしませんし、収賄の方はそういうことをやつたといふことであります。と、収賄者の方はある場合には、報酬という意

味が、向うは認識がないためにはすれ

ますけれども、こちらとしては、これだけのことをしてやつたといふそのことに対する事実を基いて、お礼をくれたといふことの認識を持つ場合には、収賄者の方は成立する場合がある、こ

ういふことでござい。ます。

○榎橋小虎君 そうするといふところ、あつせんをなすことの報酬として收受するといふのは、収賄者といふのか、公務員の方には、自分の腹の中でそういうことの報酬として收受するといふことになれば収賄罪が成立するが、請託者の方では、これは言葉の上でははつきりといふことをしてくれと税金を安くしてもらいたいといふことを頼む以上は、どの程度にどういふことをしてくるかといふことは、これは公務員にまかしておるわけなので

す。自分はそこまでは指図しないが、あるいはどういふ不正なことを頼むかもしらぬといふやうな場合であつても、これは贈賄罪は成立しないことになるのですか。

○政府委員(竹内義平君) 事例によるのでござい。ますが、たとえば、この予定価格をちよつと調べて教えてもらえませんかといふやうな頼み方をしますと、予定価格をあらかじめ知るといふやうなことは、事例自体が違法なことなので、それが、そういうことをもし贈賄者が頼んだといひますれば、そのお礼として金をやつたといふことになり

た公務員は収賄罪が成立するわけでございます。しかし、事柄によりまして、たとえ税金を付けてくれ、税金を少くしてもらいたいという依頼のような場合には、ある場合には単なる自由裁量の行為である場合もありまして、あるときには、法律義務違反になる場合と、こう二つあるわけでありまして。従って、自由裁量行為のような場合でありますならば、これは贈賄も成立しませんし、あつせん収賄も成立しないのでございますが、そうじゃなくて、義務違反になるような場合、つまり、税率というものはもう法律できまつていて、その税率を何%かけるというやつを率を変えて適用して、もうというやうな顧み方をする場合、これはもう違反であることは間違いないのでございますが、その税率は変えないけれども、そのかけます基礎になる利益、その数字を動かして、もうというやうなことになる参りますと、これは自由裁量行為の場合と、どうしても利益を認めなければならぬものを利益と認めないというやうな取扱いとはいろいろあるわけでありまして。そこらの事実関係を見きわめませんと何とも言えないのでございますが、そこらの話し合いをして、お互いにその間に義務違反のことをさせるのだというやうなことが、認識が両方に出て参りますれば、両方とも、贈収賄とも成立する。しかしながら、収賄をした方ははっきりそういう認識を持ったのでありますけれども、贈賄する方の側にその認識において錯誤があるやうな場合には、刑法の錯誤論が適用になりまして、事実の誤認であるということからして、犯意を持たないとなされる場合

合には贈賄は成立しないという結果が出てくるのでございます。

○小林英三君 今の棚橋さんの御質問に対してあなたの御答弁がありました。が、依頼者がある公務員に依頼して、たとえ、税金なら税金を安くしてもらいたい、そうすると、その頼まれた公務員が税務署員に頼んで、まあ場合によつたら自分では不正だと、こういうことを頼んだら不正だというやうなことを税金を付けてもらつた。しかし、結果、まけてもらつても、その依頼した本人がそういう途中の経過については全然認識していない場合には、これは贈賄にならぬというお話です。そうすると、今度あれですか、依頼者の請託を受けた公務員として、場合によつたらそういう一つのケースによつては収賄になるかも知れぬ、こういうのです。そうすると、収賄になるとかならぬとかいう問題は、請託を受けた公務員の、中間の人は、これは決しておれは不正を頼んだんじゃないのだと、しかし、実際上から見れば不正だというやうな判断がなかなかむずかしいのじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) その判断が非常にむずかしいのでございますが、これは通常きわめて社会常識上、社会通念という言葉をよく法律家は使いますが、社会通念に照らしましてけしからぬという感じを持つやうな行為をしたというそれだけの認識がありまうばいいわけなんです、錯誤はそういう場合にあり得るのでございます。非常にむずかしいのでございます。自分は正当だと思つたけれども、客観的に見れば違法だというやうな場合があるわけでございますが、その自分の感じと客

観的な違法との食い違いでございます。ね、この食い違いはいわゆる刑法の錯誤論というところで、このあつせん収賄に限らず、犯罪一般に勘違いということがあるわけですね。その場合に、犯意を阻却するという場合には犯罪は不成立になる。で、犯意を阻却しないこととある。で、事実の錯誤、事実の間違い、勘違いというのはこれはもう犯意を阻却するというふうに一般に解されておりますが、法律の錯誤、そういう法律があるのは知らなんだというやうな場合には、今の通念で、自分はど

うもちつとも法律は知らぬけれども、こういうことは社会通念上やつてよくないことだという認識がありまうばいいわけなんです、犯意があるというふうに見られるのであります。まあそういう理論でその条文は解決するほかないのであります。

○棚橋小虎君 この刑罰ということになるには、つまり犯罪が成立するためには、行為の外形に現れたところが法律の条文に適合するかどうかというので判断するのであつて、その人の心の中の、意識の中のことをそんなくするというのはできないわけだと思ひますが、今お話のように言うという

と、請託者が口の上では、税金を一つ負けてもらいたい、こう言つたが、その腹の中で不正の行為をして、けしからぬことまで含んでいるのか、あるいは不正の行為などとはしてはいたくないのだ、ほかに適当な方法でやつてもらいたいのだというつもりであつたのか、それはわからぬ。それを請託があつたか、なかつたかという、つまりい

えばこの不正の行為をなさしめ、または相当の行為をなささしむべく頼んだというふうに判断するか、それは一体口で言わなければ判断ができないわけじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) これはまあ犯罪ということになるわけでございますが、この犯罪と申しますのは、ここにもありますやうに、構成要件と申しますか、請託を受けて不正の行為をするやうにあつせんして、その報酬としてわいろをもらつたのは、これは構成要件でございますが、この構成要件に該当する行為がなければ罰せられないことは、これはもう刑法の大原則でございますが、ただ、その構成要件に該当するやうな行為があつたといつても、まあ、犯罪は成立しないのでございまして、さらに犯罪が成立しますためには、犯意があるとか、罪を犯す意思がなければいけません。それとまた、その犯した人が責任能力者であるということがあります。その

こと犯罪とは有責——責任があり、かつ、違法な行為である、そしてその構成要件に該当する行為が犯罪になるのだというふうには、まあ理解されるのでございまして、今の、自分がそういう認識があつたかどうかということ、犯罪を犯す意思と申しますか、犯意があつたかどうかという問題で議論をされる事柄でございます。で、犯意があつたというためには、ある事実を認識して、法律のことはともかくも、ある行為が不正な行為である、不正な行為に該当する、つまり公務員の職務に違背するやうなことのあつせんであるというこの認識を持つておつたかどうか、その判断はこの犯意の理論として普通一般の犯罪について言えることでございますが、そういう犯意

論として議論をされる問題でございます。

○棚橋小虎君 普通の人が請託を、まあ税金を安くしてくれというやうな請託をする場合に、そういうふうにはつきり、不正なことをしてもらいたいと頼んだという、犯意を持つておる場合もあるでしょうが、多くの場合には、何とか便法を、そこにいい方法があるだろうから、一つ御配慮を願いたいという、きわめてばく然として、そういうその認識のない場合が大部分じゃないかと思ひますのでございまして、そういう際はどうかうなるわけなんです。

○政府委員(竹内壽平君) 不正なことをしてもらいたいというやうなことを普通は考えないと思ひますのでございまして。まあとにかく自分は税金を付けてもらいたい、これではやり切れないのだと、何とか先生のお力というやうな顧み方をするのだと思ひます。で、そのことだけでは、かりに負けてもらつただけでは、今の不正行為をしてもらう、不正な行為をするやうなあつせんをしてもらつたのだという認識があつたとは言えないと思ひます。しかしながら、その働きかけをしたいろいろな事実を聞いてみて、努力の跡を聞いてみるという、なるほど、そういう事実を知つておれば公務員としてはすまじきことである、すべからざることであるということが、そういう認識を持つに至るであらう。つまり、社会通念上そういうふうな認められるやうな場合には、犯意があるということになるわけでございます。

○棚橋小虎君 請託者の方では、そこまでやつてもらふという気持ちもなく、

ただ、ばく然と頼んだのであるが、しかし、公務員の方では、別にそのとき約束をしたわけでもないが、自分の意識のうちで、考えのうちにそれを発展させて、自分でこういうふうにしたらば請託を受けた目的を達することができらうというところから不正のことを考え出して、第三者の公務員にその不正な働きかけをした、こういうような場合には、周囲の状況から見ると、いかにも請託にそういうことを頼んだように見えるが、しかし、決して請託者にはそういう意思がなかった。こんな場合には、何を標準に、請託者がそういう犯意を持ってやったかどうかというところを判断するんですか。

○政府委員(竹内壽平君) そういう場合には、請託者、つまり贈賄者の方でございませうね、その方には、不正な行為についての認識がありませんから、贈賄罪にはならないわけでございます。ところが、頼んだときは不正なことなぞは何にも言っておらないのでございませうけれども、頼まれた公務員が、いろいろやってみた結果、範圍をだんだん拡張して、今おっしゃる通り、不正な行為にまで及ぶような強い頼み方をしたという場合に、それらの事実をその後になって請託者にいろいろ話を聞かせるという場合があるわけでございます。いやそんなにまでしていただいたんならこれは少しのお札では相済みぬということになるかも知れないのでございます。そういう話を聞いた結果、なるほどそういうことをやってくれたのかというその考え方の中に、今判断しますのに、社会通念上、役人としてははならぬことまでもしてもらうように頼んでくれたん

だなあということがわかる事情がありますならば、その場合には認識がある、不正な行為についての認識が後になつて出てきた、そしてその認識に基づいて、そんなに下さったんならというところで、お札を出したということになりますと、それはわるいという報酬として出したということになるわけでございます。

○棚橋小虎君 私はお聞きしたいことは、今のことをほかの言葉で申すと、請託を受けた公務員の方では、全然、これはこういうふうにしたらい——この第三公務員の方に、こういう不正なやり方をしてくれと言つて頼めばいいというところは考えても、それを、心理留保というか、何も口に出さない。こういうふうにするんだということも話さない。自分一人で一人合点している。そうしておいて、この第三公務員にそういうことを頼んだという場合は、いかにも周囲の事情は初めからそういうことを考えて請託をして、そうして公務員はそれを承知してそのあつせんをなしたと、こういうふうにとれる事情であるけれども、事實は、請託者としてから公務員との間にそういう意思の連絡もなければ、断ち切られておるわけでありませうね。そういう場合に、これは一体犯意があつたか否か、請託によつてやったことかどうかというところは、私は判断する法がないと思ふんですが、どうなんですか。

○政府委員(竹内壽平君) そういうようは今お示しのような場合ですね。請託というのを、まあ不正な職務行為というところまでも内容に含んでいないという解釈をいたしておりますので、その請託を受けているときには、ただ、

まあこういうことをしてもらいたいと、それが、心のうちには、あるいは不正なことでもしなけりやとでもできぬことなどは腹の中に思つておるにいたしまして、口に出して言うときには、ただ、税金を負けてもらうように一つお願いしたいんだというだけのことを言つておる、という場合でございますね。ところが、その依頼を受けた第一の公務員が第二の職務権限のある公務員に対して、何某の税金を負けてやつてもらいたいんだ、何とか少くなくするように御配慮願いたいという頼み方をしただけでございませうれば、これはもう全然本件のおつせん取賄にもあつせん贈賄にも当たらないのでございませうが、話をしてみたところが、とてもまなかなことでは税金は負からぬということがわかりましたために、それじゃどういふうな手段を講じて負けるようなふうにするかというふうなことで、いろいろ強くも頼み、いろいろ手を変え品を交えて頼んだ結果、それじゃほんとうは百万円の利益があるのだけれども、利益が五十万円しかないというところにその査定をして、そうして五十万円に於ける税率によつて算出した税金を何某のために決定するといふような措置をとつてもらつたということになりますと、その事實は知つてゐるわけですね。その苦勞したというところは、第一の公務員は知つておるわけですね。そのいきさつを請託者に、こういうふうないきさつで君は負けてもらふようになったんだということを知らせた場合に、請託者の方では、なるほどそれでは第一の公務員が第二の公務員に対して不正な行為をするようにあつせんをしてくれたのであるといふこ

との認識がそこへ生まれてきます。その認識に基づいて、それはどうまでやつていただいたんならば相当多額なお札をしなくちゃいけませんというのでお札を出した、そうしてそれを第一の公務員が受け取つたということになりますと、あつせん贈賄と成立する、こういうふうになるのでございませう。

○棚橋小虎君 えらいくだいようだけれども、請託を受けた公務員は、その請託者に対してそういうことを何に言わない。全然自分で一人合点、自分の腹の中で考えておる。腹の中でやり方を考案してそうしてこういうことをやつたといふことは、どういうことになりますか。

○政府委員(竹内壽平君) あとの工作の模様を請託者に話さなかつたという場合には、二つある。そういう場合には、罪にならない場合となる場合とある。罪にならない場合は、事柄の性質上、自由裁量行為のようなものであります場合には、何も話してなければ、あつせん取賄罪も贈賄罪も私は成立しないと思つてございませうが、先ほども例に申しましたように、それが法律に違反するかどうかは知らぬけれども、とにかく競争入札の予定価格を知らしてもらいたいんだというようになことをもし頼んでおつたとしますと、そのこと自体が職務違反をなすこと以外には実現する方法がないわけでございますから、そういう場合には、あつせんの実情を詳しく話さなくても、贈賄罪も成立すると思ひますし、取賄の方も成立する、こういうふうにご考へおるのでございます。

○小林英三君 関連して。そうすると、税金の問題等の話がありました

が、たとえば、ある地方の、地方団体の団体長でもだれでもいいですが、ここに道路を作つてくれ、あるいはここに橋梁を作つてくれ。ほかに競争願がたふさんあるかもしれない。そういう場合には、請託をする方の方は、たとえば、こゝへ橋をかけることが一番正しいと考へている。しかし、上の方から公平に考へたら、こつちの方が正しいといふことになつてゐるかもしれない。しかし、本人は、こゝへかけることが一番正しいと思つて、ある所にせひかけるように通してくれ、こういう場合に、そこになつた、たとえば、建設省なら建設省の方でなつたというような場合には、請託した本人は、こゝへは正しいと思つてゐた場合には、たとへば大所高所から考へまして正しくなくとも罪になりませうか。

○政府委員(竹内壽平君) 競争願の場合、それが決定をいたします建設省の方で自由裁量によつて橋をかける、選ぶことができるという場合には、しよせん橋梁は一つかけようという場合で、二方所から競争願がある場合には、それぞれが自己の正当性を主張するでございませうから、一つに決定した場合には、許可が却下になつた方からは不当呼ばわりあるいは適當でないというふうな意見がむろん出ると思ひますけれども、橋梁を選ぶことについて、自由裁量として決定をし得る立場におる建設省の役人が、自由裁量権に基づいて決定をしたという場合には、不正の行為をさせるようにあつせんしたことになるから、本件には該當しないと思ひます。

○小林英三君 いや、そこが非常にむずかしいところだろう。自由裁量と

おっしゃいますけれども、建設省ではどっちにするかわからない、こつちが正しいという方がいいと、こういうふうな建設省は大体方針をとっておる。そこへもっていつて、ある県からこういうふうな頼まれて、いやこつちが正しいのだというのでこつちになった場合、頼んだ人はこつちにするこつちの方が正しいということを考えている。しかし、建設省では、最後に有力な公務員に頼まれたために、こつちにきめようと思つたやつがこつちになった、これは自由裁量じゃないですね、変更したんですから。そういうような場合において、頼んだ、請託をした方が、こつちが正しいのだ、不正なことを頼んだのじゃない、こう考えた場合にはどうでしょう。

○政府委員(竹内壽平君) そういう場合には、自由裁量行為でないという御説でございすけれども、なるほど建設省は甲のところへ橋をかけることを予定しておつたといひまして、その後、有力な人から頼まれたために乙の方に橋をかけるように変更したという場合、これが常に職務違背行為だとは私言えないと思ひます。有力な人が言つてきたから、今まで気がつかぬところに気がついたという場合もあり得るのでございまして、もう甲のところ以外にはかけることが法規上許されないとか、あるいはもうすでに競願者として許可になっておるとかいう特殊な事情がございすれば、もう乙にかけることは建設省の役人としては職務違反になる、こういう場合でございすれば、有力者から頼まれて乙の方に決定したという事は、その点において不正な行為をしたということになると思ひます。

ありますが、そうでない場合には、自分らが甲と思つたのは浅慮のいたすところであつて、人から言われてみると、なるほど乙の方がいいということになったので、乙の方に變更したと必ず建設省の役人は言うであらうし、また、そう見なければならぬ場合もあると思ひます。従つて、客観的に甲がいいのだというふうには、これはなかなか断定しがたい。そういうところは法的根拠によつて判断をするほかないと思ひます。

○小林英三君 その場合には、報酬をもらつても罪にならぬということですね、結論として。

○政府委員(竹内壽平君) 本法案のもとにおきましては、罪にならぬというふうな解釈されま。

○棚橋小虎君 それでは請託を受けて、そうして受けた方ではないとも悪いとも、やるともやらぬとも、何も言わぬで、大きく合点してよろしいというふうなことで金を取つちやう、あと何もしない、その場合はどうなりますか。

○政府委員(竹内壽平君) これは詐欺になる場合がありますが、しかし、積極的に相手を誤信させて金を受け取るという関係がなければ詐欺にもならぬのでございまして、そういう場合には、むしろあつせん行為がないわけでは、むしろあつせん行為の一部が欠けておるわけで、構成要件に該当しないと思ひます。外形的な行為として構成要件に該当しない、従つて、犯意や責任を論ずるまでもなく犯罪にならないのでございす。

○龜田得治君 ちよつと関連。そうならないのじゃないですか、あつせんをするといふことを言うておれば、実際あつせんしなくても詐欺的な行為になりますけれども、詐欺罪の要件はまた別個にあるから詐欺罪にならないけれども、あつせんをするからと云うておれば、実際しなくてもやはりこのあつせん取賄罪にかかるといふのでございす。

○政府委員(竹内壽平君) ちよつと私事実関係を聞き違えておりますので、神谷参事官から。

○説明員(神谷尚男君) ただいまの御質問の点につきましては、結局、その頼まれた内容が不正なことをしなければ実現できないようなことであるといふことであれば、金を取つてあとで何もしなかつたとしても、あつせん取賄罪は成立する、このように解釈しております。

○棚橋小虎君 あつせん行為がなくて……

○説明員(神谷尚男君) あとで何もしなくても、その不正な行為をさせるようなあつせんをしなればその内容が実現できないような事柄を頼まれたとしますならば、そこで金を受け取つた際に犯罪は成立する、こういうふうな解釈をいたしております。

○棚橋小虎君 ちよつとお伺ひしますが、そういう悪いことをしてくれというわけではない犯意のない善意の請託をして、そうして片方では何とも言わないで、よろしいというので金を取つてしまつた、あと何もしない、それはどういふふうになるのですか。

○説明員(神谷尚男君) そのような場合には犯罪は成立しないといふことではありません。

○棚橋小虎君 何にもならない、お金の取り得といふことになる。

○説明員(神谷尚男君) まあ詐欺罪になるかならぬかといふことは別問題であります。

○小林英三君 そうすると、構成要件といふものが三つそろつていなくちゃならない——まあ名前は申し上げるのにはばかりますが、かつての昭電問題等は、これは別に悪いことをしてくれと頼んだわけじゃないと私は思う。そういうような場合には、報酬をもらつてもあつせん取賄にひつかからないといふことですか。

○政府委員(竹内壽平君) 一審の判決ではまああつせん取賄の規定があればといふようなことをその判決の中に書いてございまして、これはその当時の戦刑法の中に、官公署の職員がといふことで規定してございまして、あの規定をふんまえての判決だと思ひますが、高裁の判決におきまして、あつせんといふことをこの判決は認めておりませんので、名刺を渡したといふのはあつせんじゃなくて陳情の糸口を作つてやつただけなんだといふわけで、あつせんの行為があつたといふふうに認めておりませんので、あつせん取賄、本件にももちろん当たらないのでございすし、そういう認定をいたします限りにおいては、戦刑法のあつせん取賄罪の規定が存置しておつたといひましても、触れないといふことになりま。

○龜田得治君 これは私あとからほつはつ聞くつもりでいた問題ですが、ただいまの小林さんからの尋ねに對して昭電事件の判決にお触れになつたわけですが、昭電事件の第二審判決では、そういうあつせん取賄に関する問題は全然触れておりませんか。

○政府委員(竹内壽平君) 第二審判決におきましては全然その点については触れておりません。もつともただいま私どもの手に入れておりますのは判決要旨集といふことになっておりまして、その要旨、これも相当膨大なものでございまして、その要旨だけでございまして、判決の原文はまだできておらぬやうでありまして、その方はどうなつておりますかわかりませんが、判決要旨には出ておりません。

○龜田得治君 昭電事件は、これはあつせん取賄罪がどういふふうな世論が盛り上つてきたやうな一つの要素であつたと思ひますし、昭電事件の判決判決と言ひますけれども、これは非常に膨大で、なかなかお互いに研究できないわけですね。不十分な分析で無責任なこともこれは言えないわけですが、至急あなたの方で事務当局に整理をさせて、あつせん取賄に関する部分についての問題点を、昭電事件の判決との関連で問題になるような点を至急整理してもらへませんか、私もやつておるわけですが、なかなか忙しかつてそこまで手が届かないわけですよ。私一部専門員室からお願ひをして、東京高裁にあるものを二、三日借りたわけですが、なかなかできないわけですが、あなたの方でそういう整理を今晩中、今晩じゃなかなかできませんが、あすにでも命じて、簡単な要旨がでるやうにしてみませんか、そうじゃないと、それを基礎にして議論をしないと……で、私としては、せつかくこういう法律ができる以上は、世論の批判を受けた現行法では無罪になつても、そういうものについて一体どうなるのかといふことは

立法過程ではつきりしておくべきだと思ふのです。そういうものもひっからぬほどのゆるい法律なら法律だといふ、しかし、世の中の人には、できるのだから、まあ相当程度ひっかかるのだらうと、こう思っている。中途半端なものならその中途半端のものでいいから、まあいいとは言わぬが、仕方がないから、そういうものだといふことをはつきりしておく必要がある、そういう意味で、あつせん取賄との関連における部分だけでいいんですから整理をしてみたい。

○政府委員（竹内壽平君） これは整理をいたしますが、決していちうものではない、いかにございませうか、この部分に関するものは、私も非常に興味を持って判決を読んでおりますが、今の高裁の判決につきましては、今お答えしましたように、あつせんといふ言葉は、一カ所も出ておりませんので、今の名刺を渡したというやうなことを若干認定しまして、それに対する判旨を見ますと、要するに、陳情の道を開いてやった、つまりあつせんの糸口を作ったにすぎないものであつて、あつせんには当らないといふことを判旨としておるのであります。で、審の方の判決は、これはあつせん行為と見ておるのでございませうが、そのあつせんは、今申しましたやうに、職刑法のあつせん行為があればそれに当るのであるが、それがない以上は該当する法条がないといふことを言っておるのでございまして、整理をいたしまして、あつせんに関する部分につきましてはその程度にならうかと思ふのでございませうが、なお必要でございませうか。

○龜田得治君 だからそこで、判決では、あつせん取賄の規定がないから処罰できない、こう言うておるのでしよう、第一審判決で、だからそこで今度は、あつせん取賄罪の規定を作るわけだ、作るのだが、この規定でやればそれが当てるのかどうか、これは裁判所が言う必要はない、現行法ではまだできていないのですから、現在まだこの法律はできていないのですから、そこで言う必要はない。しかし、立法を準備するわけわれとして、これは大きな問題です。その点の、裁判をするわけじゃありませんから確定的なことは言えないかもしれせんが、法務当局としての見解を出してもらいたらいひんです。

○政府委員（竹内壽平君） その点の見解につきましては、衆議院の法務委員会でも御質問を受けたのでございませうが、もちろんそういう法律があるといふことを前提にして捜査もなされておりませんし、従ひまして、その真相のほどはもとよりわかりませんけれども、判決に表われているところから見ますと、私どもとしてはこの法案ができたとしても、それによつて処罰することはできないのではないかという意見を実は申して参つておるのでございませう。

○龜田得治君 私も大体そういう感じを判決を見て持つてゐるんですがね。そうすると、これは私は世論の批判にこたえておらないと思ふんですよ。これはどうですか。法務大臣の問題だ、これは。

○國務大臣（唐澤俊樹君） これは非常に問題でございますから、この問題

あまり論議することを私はまあ差し控えたいと思ひますが、私はもとより判決の要旨も読んでおられます。ただ、承つたところによりまして、名刺を渡したといふことだけではあつせん行為はない、こういうことではございませう、もうあつせん取賄といふ、その範疇に入らないのですからして、先ほどのお話しがありました通り、戦時刑法でも果して入りますかどうか、あつせんも事実の認定におきまして、あつせんなしといふことであらば、もう非常に縁遠い意見になるのではないかと、うふうに感じておるわけでございます。

○龜田得治君 これはちよつとついでに関連して申し上げたことですから、一応この程度にしておきますが、先ほど棚橋さんから御質問になつた点ですね。これも後ほど一度繰り返すのはめんどくさいですから、ついでに私も少しそこを明らかにしてほしいと思ふのですが、請託といふことの解釈を私は法務省は非常に無理をしておられると思ふのです。これは無理なものないものも請託に含めておる、こういう無理な解釈をするから、たとえば、先ほど設例のような場合に、贈賄者と収賄者が食い違つてくる。これは犯意の問題で御説明されておるわけですが、しかし、請託といふ解釈を、そういう広い解釈をしなれば一致する場合が多くなるわけですから、ほとんど一致します。だからそういう請託を広く解釈することが私はどうも間違ひだと思ふ。せんだつて團藤参考人にも聞いたけれども、何もそういう広く解釈するについて理論的な根拠もそうある

わけでもない。御説明を聞いておつても、確めたけれども、大した理論的な根拠はない。まあそう思ふのです。しかし、そのうちまた学説を交えるかもしれませう。——そういうことをおっしゃつておるくらゐいんでね、私はできるだけこういう法律はもう少し広く、いろいろな問題に適用できるように、もう少ししほり方をゆるくしてほしいとは思ひます。おきりませんけれども、この法律の条文からいふと、この請託といふものはやはり狭く解釈せざるを得ない。ともかくこの百九十七条ノ四の主体といふものは、職務上不正行為をなすやうにあつせんすること、それでしよう。そうして金をもらふこと、これが主体なんです。それから、主体がそうなら、それじゃ上の方にちよつと置いてある請託といふものをどう解釈するかといへば、その主体のことを頼むといふことにこれは当然はね返つてきます。下の方がこういう職務上不正の行為とか、こういうしほりがなければ上の方だつてばく然としておつていい、それは現在のわいの罪についての判例ですね、現在のこれは判例ですから、それだけこの請託は全部含むのだ、これはちよつと論理一貫しないと思ふのです。私は、だからそういうことをそう團藤さんも根拠には結局はされない、ただそう思うといふだけで、結局は法制審議会で、そういう解釈でみんながきておるか、最後に自分も同意したから、それをいよいよ翻すわけにいかぬといふ私は氣持だろつと思ふのです。すなわち解釈するといふよりも私はそうとれるのです。私のように解釈すると、

この法律は一そうこれは適用できない、ますます。できないからこんな請託なんといふものはお取りになつたらどうか、法律が私はできる以上は厳密に解釈しなければいかぬのです。だから、そこに問題があるので、どうしても法務省の方じゃできるだけ法だとの非難を受けぬやうにということ、請託を広く解釈しているのは、これは無理がありますね、ちよつと。それから一橋の先生でしたか、あの先生も、請託はやはり私どもと同じやうな解釈、私は、何も議論をしない人が、あの法制審議会等で議論をしてきておらない、そうして、どこにそう片寄つた立場の人でもない、ぱつと見てそういうふうな受けとるといふ以上は、法務省の解釈は私は無理だと思ふのです。これは私はある程度あつちから聞いてみるのですが、なかなか意見が分れるのです。だからこれはまあそういう立法過程で起きている大きな疑義ですが、もう少し何か明らかにする方法、だれがこれを明らかにするといふわけでもない、結局は最後には、裁判所が適用するときにとつちかに判断するわけでしょうが、そういうあやふやな状態でこんな大事な法律を通していくといふことは、ちよつとやはり普通じゃないと思ふのです。

○政府委員（竹内壽平君） 龜田先生の御指摘の点は、先般の参考人の植松教授も述べられたわけですね。團藤教授も、その根拠はわからぬけれども、まあ、そういうふうな將來なるかもしれない、今のところでは自分は、政府の解釈と同じ解釈を持つといふ御結論であつたやうであります。この点は、私どもは内心無理に解釈を広げ、こ

たがどけんといつて難みもしないのに介入してやる場合はどうだというようなことも、私はあまりないと思うのですが、政治家のあつせん行為の中には、そういう場合もあるらしいのでございますが、まあそういうふうな場合は、むろん除外して参らうという御旨でございまして、要するに、ある事項が特定されて、初めて不正な行為の由顧み方というようなこともそこへ出てくる、こういうようなことが一つは言えるのと、それからもう一つは、贈賄者の処罰の違法性もまた、顧んで不正なことまでやってももらったという認識のもとに報酬を出すというところに如罰価値が出てくるのでございまして、法制審議会のメンバーの中には、最長の裁判所の裁判官もおりましたし、地裁の有力な裁判官もおりましたし、裁判所系統の委員も数名おったわけでございしますが、これらの方々の意見はむろんこれが狭くしぼられた解釈をなさざる方は一人もおりませんでした、かえつてそういう意味ではなくて、もし事項がしぼられてないと、贈賄者と収賄者との間にまた頼んだ事項でいろいろ食い違いが起つてきて、一そう証拠開明係その他において、法廷において紛争を生ずるおそれがあるので、むしろ「託す受け」という規定を置いた方が裁判の面においてもやりのいいのではないかと、だからぜひ置いた方がいいといふことを地裁から来ておりました委員は強く述べられております。その間の事情も速記録の中に、お手元に配付させた資料の中に入つておるはずでございしますが、そういう事情で、また、政府側が説明するように、そう大して意味のないものならば、意味のないといふ

う意味において削ったかどうかという御意見も実はあったのでございますが、今言った地裁の委員の方の御意見等もありまして、やはり原案通り存置するのが適当であるという結論になつたいきさつでございます。

○龜田得治君 これは地裁の人の一御意見があつても、こんなものは抜いた方がいいですね、實際は、紛争の種ですわ。どうせあつてもなくつても、何らかの連絡等があつて贈収賄者というものが両方にできるわけですね。あれば、結局は檢察官の方で立証していかなければならぬでしょう。大へんめんどうくさいことじゃないですか。その、私、地裁の裁判官の意味がよくわからないうんですが、何でそんなことをおっしゃるか。もっとほかの意味で言われるなら多少また別ですが、何か贈収賄関係の連絡がはつきりしておるかどうかという言ふことを言われたというのですが、意味がちょっとわからぬのです。

○政府委員(竹内義平君) 刑事法部会の二十回會議議事録の中に——その間を簡単に申しましたが、詳しく出ておりますから、一度ごらん願いたいと思います。結論としまして、どっちでもいいなら抜かしただろうかという御意見でございますが、私も、どっちでもいいとは思つておらないので、そういう意見があるということを申し上げたのでございます。私も、こうすることによって筋道がはつきりしてくる。檢察に当りまして、裁判に当りまして適正な処理、疑問のない処理ができるのではないかというふうに考へておるのでございます。

なお、ついでながら、檢察側の委員

としましては、この規定があるからといって、特に公判審理あるいは捜査の面において支障を生ずることはあるまいという意見を述べられております。

○龜田得治君 それは檢察側のだれですか、そんなことおっしゃるのは。私は、非常なこれは支障があると思うのですがね、場合によつては。

○政府委員(竹内義平君) これも速記録の中に出ておるのでございますが、たしか檢察総長もそういう御意見のようだったように記憶しております。

○龜田得治君 檢察総長がそういうことをおっしゃるのですかね。私ももう少し詳しく読んで見ますが……

○小林英三君 今の龜田さんの質問に関連しまして……。今の請託という字を取るとか取らぬとかいう問題、私は専門家じゃないからよくわかりませんが、龜田さんのおっしゃることは、こももともだと思つておるのですが、かりに請託という字がない場合を考へまして、このあつせんがあるから、まああつせん収賄罪に関連して、これもわかるんですが、ない場合でも、やはり、何じやないですか、請託した人が、不正な行為をさすべく最初からたくらんでものを頼むという場合あるいはそうでもない場合というのを判定しなくちゃならないのですわ。ですから、結局この請託という字は、あつてもなくても同じ意味なんです、どうですか、その点は。

○政府委員(竹内義平君) かりに請託がない場合といたしまして、贈賄者側は不正な行為のあつせんをして、これという認識を持ちまして、その報酬として金品を提供する場合でなければ贈賄罪が成立しないのでございます。

この不正な行為をし、相当な行為をなさざらしむるというの、あつせん行為に對する態度でございまして、そういうふうに私も理解しておるのでございます。

○小林英三君 私は今御質問申し上げたのは、こういうことも考へて申し上げたのですがね、つまり、最初から、請託という文字があつてもなくても、最初から頼む人が、依頼する人が不正な行為というのを考へておるということ限定して、請託ということ考へると、これは非常に判断に苦しむのではないかと。だから私は今の法務省のお考へになつておるよう、請託というの、特定のものを、特定の事項を依頼するんだということだけでいいと思ふ。どつちみちこれは判断しなくちゃならない。初めから頼んだ人が、悪いことをしてもいいやといつて頼んだと判定することは非常に苦しいじゃないかと思ふのですが、これは龜田さんの御意見とは違つておるんですが、実はそう思つて聞いたのですがね。

○龜田得治君 まあ、小林委員の方で、ちょっと私の意見を取り違えておるような点があつたと思つておるんですが、それは別として、特定事項でなければ、これはもちろんならない。特定事項だといふから、この際、不正の行為でなければ特定事項でないという解釈、そういう解釈の方が、贈賄者と収賄者の関係が大体一致してくる。そうして、どうせこういう問題を檢察官が手をつければ、贈賄者との脈絡というもの、事件全体としては明確に行かなければいけないというわけですから、請託という文字があつてもなくても、だから、そういう意味で、どなた

か委員の方が言われたという意味が、どうしてもそれが納得できないわけですが、もう一つ、こういう点が問題になりますね。確かにこういう問題ですから、贈賄者と収賄者というの連絡があつて動いておるわけですね。ところが、この文字があることによつて、いつ請託を受けたかということが裁判上問題になると思ふのです。請託をいつどこで受けて、それから以下のような行為をとつた、こうなつてくるわけですよ。これはものによつては、どうせそういう問題であれば、私は何回もあつちで会つたり、こつちで会つたりしてゐると思ふ。しかし、そのどの會うたのを請託と見るかということになると、それははなはだ問題ですよ。

私は請託以下の行為が出てくれば、大体請託を受けてやつてゐるに違いないと思つても、いろいろやつてみたが、その請託が結局はつきり立証できるのは、実際に金をもらつたあとの方です。ね、はつきり立証できるのは。私はそういうこともあり得ると思ふ。大体の依頼者の気持はわかつてゐる。しかし、これは何も請託はしてゐない。ものの説明を聞いただけである。こつちが同情して積極的にいろいろやつておつた。その後、はつきりそこで頼まれて、同時に金をもらつたということになるのですがね、そういうことになるのかましくなつてきますよ。これは非常に立証上の問題が私は出てくると思ふのであります。それをどういうふう

に御解釈になりますか。

○政府委員(竹内義平君) ただいま仰せの通り、請託の時期というものは大事なことでございます。そうして請託

があつてから事がすべて運んで行くという意味におきまして、私もこれは一つのしほりになるというふうに考へるのでございます。しかしながら、請託が、金をもらつてからあとに起つてくるとかいつたような場合になりますと、その金がわいの性を持つてくるかどうかということは、非常に幅の広い活動をしておられる方々にとりましては、あいまいになつてくるのであります。そういう意味におきまして、この想定が乱用されるおそれのないようにということ、これは、衆議院の決議にもありますが、私も決意を待つてもなく、そういう趣旨でこの立案に注意したつもりでございますが、そういう点から言ひまして、ちゃんと請託の時期がきまつて、それから後に事柄が發展して行つて、そうして報酬として金が入つてくるという方が、事柄が明確になるというところが、この罪を断定いたしまする上において、運用、適用に誤りなきを期する一つの方法であらうというふうに考へたのでありまして、捜査上もいいというだけでなくて、裁判上もいいということでございます。

ならば、この請託は若干のしほりになりまして、これは檢察官が当然立証しなければならぬこととございまして、このようなしほりは当然甘受して、事柄の適正を期するというところに寄与するものが、立法政策としていいんじゃないかというふう、私も、今でも考へておるのでございます。

○一松定吉君 あのね、局長、「請託ヲ受ケ」ということを入れると、つまり今、龜田君の言うように、立証の問題が非常にむづかしくなつてのされることが多いのだがね。「請託ヲ受ケ」

そこで、先ほど法務大臣に、檢察庁法十四条の点をお聞きしておる途中で御退席になったわけですが、私の聞きたいのは、つまり今までの贈収賄規定を、もっとこれによって強化して、そして汚職追放ということに對して政府の態度を一步前進させようということ、これはきているわけです。しかし實際の中心は、すでに御批判があるように、非常に大幅に前進したということではない、この実体規定は。だから、そこで私の、やはり法務大臣としても重点を置いてもらいたいのは手続上の問題ですね。これに對して、もう一つ國民なり一般の、これは檢察官でもありますよ、相當疑念を持っておる者がある。汚職追放と言つても、やはりずっと上の方まで行くと、吉田内閣のときの前例がちゃんとあつて、結局はああいうふうになつてしまふ。これもやはり疑いというものは持つておるのですよ。だから、そんなことはないのだ、実体法まで、こういうふうに一步前進させてやる以上は、そういう取扱い上の問題についても、今後はそういうことはしないということをはっきり私は出して行けば、そうすれば、たとえこの程度のさる法であつても、政府は非常に真剣に取組むことになる、こういうことになると思ふのです。そういう意味で、すべての事件について法務大臣が檢察總長に對して指揮できないようにするとか、そんなことを私はこの際言つてゐるわけではないので、そういう政治的な關係を持つてくるような大きな贈収賄事件、そういうものについては、与黨の問題であらうが、野黨の問題であらうが、法務大臣としてはタツチしない、それはもう檢察總

長以下に、まかすと、こういうことを、
檢察庁法十四条そのものを要するこ
とができなければ、十四条の取扱規定
というものは内部的にあるわけではな
い。そういう内部の規則でも、きめ
られないかということをお聞きしてお
るわけです。ただし、それをやると、
今度はそれは検事総長なり、檢察陣
が勝手なことをやって、ファッショ
になったら困るという一つの意見は別
個にあります。しかし、その問題は私
は別個にお聞きしたいと思う。とも
かく檢察庁がそんな、だからといって
ファッショ的にやることを何もこつち
は認めるわけではない。ただ、国民に
対して汚職追放という気持にこたえる
には、指揮権という問題について、そ
こまでやはりこの際すっきりしておく
べきではないか。

○国務大臣(唐澤俊樹君) ちよつとお
許しを得まして……。今すぐこいとい
う大蔵委員会の方からの要請でござい
ますから、これは重大な問題でござい
ますから、後刻また歸つて参りまして
お答え申し上げたいと思ひます。

○小林英三君 さつき一松さんのお述
べになりました点で、先に不正な行為
を公務員がやって、そして、あとに
なつて、こういうことをしてやつたが
どうだと言つて報酬をもらつたとき
に、あつせん収賄罪に引つかからない
ということ、しかし実際問題として、
そういうことは珍しいことで、ある特
定の村なら村の、あるいは町なら町の
いろいろいなことを平素聞いておつた。
これはやつてやつたらしいというの
で、不正とは知りながら、それその
官庁に働きかけて、それをやつてや
つて、そして、お前、いつか言つてお

たけれども、こういうことをしてや
たぞと言つてお礼をもらつたという場
合には、やはりこれはあつせん収賄罪
ではないですか。

○政府委員(竹内壽平君) ただいまお
話のような御設例でございしますが、私
どもはそういう場合は絶無とは思ひま
せんが、きつめて輕微な場合だと思ひ
ます。そういうようなものは、あつせ
ん収賄罪には該当しないわけござい
ますが、一体頼まれもしないのに不正
な行為までしてやるといふ場合は、ま
あ通常そういう場合はないんじやなか
らうかという氣もするのでございす
が、しかし、もちろん、頼まれなくて
も、政治家のような方々は、進んで国
民との間のあつせん行為をするといふ
ことも政治活動の一つでございする
が、そういう場合には、通常そんな不
正な行為をするといふようなことはな
いんじやないかと思ひるのでありまし
て、あるべきものを早く促進するとか
といったような、むしろ是正的な行為
に出る場合があつて、不正な行為をす
るといふような場合には、もう請託を
受けて初めてそういうようなことが行
われるといふふうに、私どもは理解し
ておるのでございす。設例として、
いろいろな場合を考えれば、理論的に
そういう場合がないとは言えないよう
でございしますが、もうそういう場合に
はこの法案には触れない。

○小林英三君 では、先ほど一松さん
がお話になつておつたことは、自分の
知つておる果なら果、町なら町、ある
いは市なら市で、かねて、平素そうい
うふうな希望を持つておつたことを自
分は知つておつた。いずれば、これは
おれに頼んでくる問題である。喜ぶだ

らうといふことでやつた結果、最後
に、君はこの間非常に希望しておつた
が、してやつたぞと、こういう場合に
は、やはり時期の前後はあるけれど
も、請託を受けたことになりやしませ
んか、實際問題として。

○政府委員(竹内壽平君) 本法案のも
とにおきましては、まあ「請託ヲ受ケ」
といふのが最初になければならぬ、少
くともお礼をもらうときに、同時に請
託がなければいけないといふふうに解
釈されるのでございしますが、今御設例
のように、そういうことも頼みにくる
だらうといふような客観的な事情があ
りまして話をしてゐる、一部分は、
もう不正のあつせんもやつたのだけ
ども、そのうちに、まあそういうふう
に働いて下さつてゐることを聞いて、
あらためて、まあ先生、さらに一そう
御尽力を願ひますといふようなことで
話しますと、さらに一そうといふあた
りが、まあ請託になる、それから以後
行為は、あつせん収賄罪に該当する
といふふうに、事實認定の問題でござ
いしますが、そういう場合もあり得るの
じやないかと思ひます。

○龜田得治君 それはちよつと疑問
じやないですか。すでに行為にかかつて
いて、途中でやつきり頼まれた、私はそ
の場合には、請託を受けてゐるいろ
のことをしたと、ここここに書いてある
のですから、そういう場合には入らぬ
と思ひます。入るのなら入るよう
に疑問の起らぬように、書いてもら
はぬと、だから大体請託は、時点とし
てはいろいろな行動の前になければなら
ぬと、これは法制審議会ではつきりし
てゐる、そうすると、どうせこ
問題を世話する場合には何回でも会

わけですよ。實際には前に受け取つて
も、頼まれておつても、いや、あの
きはちよつと説明を聞いただけとい
うようなことで、なかなかすらすら
うわけです。おれは好意的にやつた
のだ、何も、これは証拠も何もないわ
けですから、ちよつとしたものの言
いで、まあ檢察庁あたりで少し心臓の強
い者がのがれていく、そういうこと
實際問題としてなるのですよ。請託の
ないあつせん行為なんといふものは
れだと、あなたの方はあつしやる、私
もその通りだと思ひます。その通り
と思ひながら、事件になりますと、こ
ういふふうな書いてあれば、いや、請
託は何も前になつたのだよ、両方と
もそう言ひますよ、それは。だから、
こんなものは要らぬことだと言ひて
るので……。ところがだ、今あなたの
おつしやるのを聞いておると、不正行
為のあつせんにつと着手して行つた
その途中で請託を受けた場合には、そ
こから以後のやつはあつせん収賄罪に
引つかかる、こつちやつたのです
が、それはちよつとこの法文だけで
は、そういうふうには私はならぬと思
ひますが、それから法制審議会でも、
そういうふうな説明はされておら
ないと思ひます。

○政府委員(竹内壽平君) 私の申し
ましたのは、あつせん行為を、頼まれ
しないで介入してあつせん行為をし、
そのあつせん行為が、不正な行為に
なるようなあつせん行為があつたと
します。そういう話を後になつて聞
いて、あらためてお願いするとい
ふに言うかどうかは別として、そ

で明示または默示の請託があつたとい
たします。それから以後、あつせん行
為がありません場合には、これは龜田
先生のおつしやる通り、犯罪は成立し
ないことは明らかでございしますが、そ
ういふうちに、あらためて頼まれた以
上はもつとやるといふので、今までも
やつてしまつたが、さらにまた不正な
行為のあつせんをしたといふふう
に事實が認められます場合には成立する
余地があるといふことを、私は申した
のでございす。

○龜田得治君 あつせん行為といふも
のは一連の行為なんです、ずつと続
いた。それを途中からこつち切つて、そ
れから以後だけを持つて行つて犯罪の対
象にする、ちよつと無理があるように
思ひますが、ちよつと無理があるように
思ひますが、この法文の書き方か
らいくと、だから、その点はどうも局
長もそういうふうな思ひという程度の
ことのように思ひますが、疑問です、な
か。

○政府委員(竹内壽平君) これはあつ
せん行為は、非常に長期にわたつて
せつとした結果、目的を達するとい
う場合もあるのでございまして、一発で目
的を果すといふわけにもいかぬ場合、
そういう連続してつと、こつちあつ
せん行為があるといふような場合を考
えてみますと、あるあつせん行為の中
途において請託が行われ、それ以後にお
けるあつせん行為が不正の行為に
なる場合には、やはりそれ以後の分の
あつせん行為についての報酬という関
係に成り立つならば、その報酬として
出された金品は、わいふといふふう
に見て差しつかえないと思ひます。

○一松定吉君 そこでね、局長とこ

れ

ケ」という文字を削ってやった方が、この犯罪の検査もしやすいし、悪質を検査するにも非常によいのである、こう考えるんですが、それであなたが原案を支持するのなら、あえて反対しません。もうこれ以上質問をしません。

○亀田得治君 どうしますか、先ほどの質問に対して、大臣が答えないで行ってしまつたわけですが。

○政府委員(竹内義平君) 大臣の側近におりまして補佐する私の立場から、先ほどお尋ねの点にお答え申し上げませんが、私は検査は無責任であつてはいけないと思うのでございまして、国民に対して責任を持たなければならぬ

のでございます。その責任を現わす法制的な立場としましては、もしも法務大臣の指揮下に置かないということになりますならば、檢察官は、公選によってその地位を獲得するとか何とかいう処置をとらなければならぬと思うのでございますが、日本の国情に照らしまして、檢察官の公選というようなことは適当でない、私は考えております。そうだといたしますと、管理機構の中に置くということになりますと、政府を通じて国会に責任をとるその政府の一員にしておかなければならないわけでございます。そういったしますと、責任をとるのは法務大臣でございますので、法務大臣が、いやすくも檢察権の行使について責任を負う以上は、指揮監督の権限をまた同時に持つということではなければならぬ。これはまあ法制上の建前論だと思います。そういう意味におきまして、あの規定は、私は管理機構においては、最も獨立性を認めた一つの規定であるというふうに考えております。まあ一般的事

項については、もちろん指揮監督権を持ちますが、具体的事件が政治的影響力を与えるのでございますので、その点については直接指揮しないという考えでございますので、あの程度の規定は、これはもう最小限度、責任のある檢察という面からしても、建前論として存置しなければならぬと思っております。そこで、それでは独立を尊重するならば、濫職罪については指揮をさせぬというその内規を作ってはどうかという御意見でございますが、これも内規ということになりますと、やはり建前論に帰らざるを得ないので、そういう指揮監督をしないという、一般通則としての内規を作るといふことは、建前論としていかなるものであろうか。問題は、やはりそのときどきになられます法務大臣の高い見識と、事柄を洞察した公正な態度というものに期待するほかはないのでございまして、私どもそばにおります者としましては、檢察がそういうものによつて歪曲されることのないように補佐の任を尽さなければならぬというふうに考えておる次第でございます。

○竜田得治君　しかし、どうですか。局長はそういうふうにおつしやるんです。が、その汚職事件によつて内閣がつぶれるかもしれない、そういうふうな問題が出てきた場合、結局はその与党の法務大臣であれば、それに対して指揮権を発動して押える、そういう傾向に進むことが多いわけじゃないですか。私はもう一度そういうことが、まあ別に今問題を予想しておるわけではありませんが、そういう内閣のもとにおいて、もう一度そういうことがあると、これはもう檢察陣も、汚職の大きな問

題については、もう触れないようにする、そんなことをやって、最後にはぶされて、そうしてにくまれて左遷もされたらかなわぬ、それよりも、如めからそういうものは手をつけない、そういうことにやはりなってくる。もう一度そういうことがあったらどうするか、國民だつて非常にそれは失望します。だからそういう意味で、法務大臣と検事総長の關係全体を統合するといふのじやなしに、今必要性があるから、信用を回復する意呼で、そういう内規をはっきりすべきである。もう公正に動くつもりは法務大臣であれば、そんなことは必要がないかもしれない。しかし本人は公正に動くつもりでいたって、世間はそういうふうに見ないんですから、どうせ公正に動くつもりなら、そういう内規を設けてくれても、くれぬでも一緒なんだけれども、公正に動かぬつもりは法務大臣なら、そういうものを設けられては困る。そういうことは考えられぬでしょう。唐澤法務大臣が公正に動くつもりなら、そういう内規を置いても痛くはない。そうして一般の檢察官なり、國民に対して、政府の熱意について信頼が高まるということになれば、私は今の時点では、非常にいいことだと確信しているんですよ。これは、やはり大臣でないといふ満足な答を得られぬと思います。が、政務次官はどうですか。

○政府委員(横川信夫君) ただいまの龜田委員の御質疑の氣持は、確かに受當な御意見から出ておるものだと考えます。先ほど刑事局長からお答えいたしましたように、法制上きめられたものに對して内規で縛るというようなことになりますると、その効力の問題な

どがいろいろの問題になつてくるかと思ふのであります。ただ、そういうことがあるなしにかかわらず、先般、御承知のいわゆる荒春汚職というようなものが出て参つたのでありますが、當時、容疑を受けた方々は多年にわたる法務大臣の同志でありまして、それらの人があのような取扱いを受けましても、私情においては相当忍びがたいものがあつただらうと思ふのであります。が、法の威厳を維持するために、あのようなつばな態度で終始されたことを見ておきますと、少くとも唐澤法務大臣のもとにおいては、御心配になるようなことがなくて済むのではないかということを確認しておるのであります。直接のお答えにはならぬかと思うのであります。が、現在の大臣の檢察庁法第十四条に対する取扱いについては、御理解を願えるかと思ふのであります。

○龜田得治君　まあ、あれがもつと上の方へ行くと問題になるわけです。吉田内閣のときでも、下の方の場合には、そういう乱暴なことは出てこなかった、最後の段階で指揮權の發動が出てきた、そこなんです。私は法務大臣は信頼はしますけれども、そういう時点に立たされた場合に、両者の板ばさみになる立場というものはなかなかむずかしいと思う。それは問題が起きてからではだめなので、起らない今の間に、どういう政府が出てきても、この問題はこういうことで行くという、そういうことでも作ってもらってあげば、そのこと自体が私は大きな功績だと思ふのですよ。法務大臣おやめになるなら、そういうものでも作っておやめになったら、非常にこれはあと

から見て、制度上ずいぶんいいことをされたということに評価される時期が必ずあるのですな。本人がおられぬところで幾ら言っても仕方ないですが、そこで聞きますが、次に、檢察ファッショの問題ですね。これは昨日も総理にちよつとお聞きしたわけですが、これに関連して陪審制度の検討ですね。これを事務当局ではどの程度突っ込んでおやりになつておるのか、何かそういうことについての目標等を持っておられるのか、お聞きしたい。

(政府委員(内閣平素)) 陪審あるいは参審、それから檢察の方の民衆参加という意味で大陪審という制度があります。将来この檢察裁判に民衆を参加させるという問題につきましては、私どもは刑事訴訟法の全面的検討を加えます場合に、最も大きな課題の一つでございまして、昭和三十一年來、この問題の基礎的調査に着手をいたしておるのでございます。若干の調査の状況をおかいつまんで申し上げまして、問題点を明らかにいたしておきたいと思いますが、一体この日本の憲法、その憲法のもとにできております刑事訴訟法、こういうものが陪審制度、あるいは参審制度、ないし大陪審といったようなものを予定しておるのであるうか、ないであらうかという点について、実は學者の間に議論がまだにあるのでございます。そういうものは憲法違反だという説も実はあるのでございます。しかし日本の刑事訴訟法は、まあ戦後、英米法の精神を非常多く導いたしておるのでございます。その母法である英米法におきましては、御承知のように、陪審制度、大陪審といったような制度を発達さしてきている

国でございますので、民法、刑事訴訟法が本質的にこういうものを否定している趣旨ではないと、私ども考えているのでございます。しかし、まず憲法論として、こういうものを入れるかどうかということについて、異論が若干あるということを申し上げておきたいと思ひます。

それから、御承知のように、日本にもかつて大正十二年に陪審法が制定されましたて、昭和三年からたしか十八年まで陪審裁判が行われたのでございますが、今それは停止状態になって、いまだに復活を見ないのでございます。この陪審法につきましては、幾多の法そのものに欠陥が、今日の訴訟法、憲法のもとにおいては、忍びがたい欠陥があるのでございますし、この運用の実績は、単に法の不備というだけからではなくて、日本の国民性に果してこういう制度が合うかどうかというような点にも、この陪審制度がしほむうに、停止の運命になったいきさつを考えてみますと、そういう点にも反省すべきものが、これまた少くないのでございます。

それから戦後、いろいろ落ちついてきたとは申しながら、もしも、この戦前の陪審法は死刑、無期の刑に当る事件だけに、たしか限定しておったと思われていますが、これを短期一年以上の重大犯罪だけに限定をいたしますとして、年間三万件からあろうかと思ひますが、これを、もし緊急逮捕の条件になつております死刑、無期、長期三年以上の刑に当る罪に、これを範圍を広げて参りますと、年間二十万件からあるわけでございます。もし一件につき十万円づつかかると概算をいたしま

しても、もし二十万の事件を処理するということになりますと、簡単にこの事件処理の経費だけで二百億からの金になる。現在、法務省がいただいておられます全予算と四敵するような予算を伴うのでございます。これに必要な設備、陪審法廷その他職員、そういうものを加算して参りますと、これはまた、われわれとしては目を見張るような予算を必要とするのでございまして、しかしながら、金が幾らかかりましても、真に檢察裁判の民主化が実現し、能率的な信用のある檢察裁判が行われるということになりますならば数百億の金といえども、決してちゅうちょするものではないのでございまして、昨年でございしたか、この問題の一つの國民の動向を知りますために、約五百名の有識者を対象としまして、アンケートをとって調べたことがあるのでございします。それによりまして、いろいろな問題がそれでわかったのでございします。その人たちの意見によりまして、職業裁判官がいいという意見が、まだかなり強いのでございまして、陪審を是とするという意見は、たしか一六%か幾らかでございしました。参審制度がいいという考えを持つている方が、これまた相当多うございしました。四〇%でございしました。ただ、民衆を檢察、裁判に参加させるという方向に考慮してほしいという意見は、これが半数以上あったわけですから。大体の意のあるところはわかるのでございします。さらに私ももう少し資料を整えまして、もう少し広い階層に向って意見を問う必要があるのではないかとこのふうにも考えておるのであります。現状におきまして

は、まあそのような問題を中心として、まして、諸外国の立法例はいろいろ、運用の事情等も見きわめて参りたいと思つておるのでございします。特に大陪審につきましては、これはニューヨーク州などでは現に活用されておるのでございします。むしろ檢察が大陪審を使って強制捜査をしているというような機能を持つておるようではございしますし、ある州においては、大陪審というものは、だんだんすたれていくというふうな所もある。それから大陸の方におきましては、陪審制度はやはり古いものであつて、今の複雑な裁判に、ひとしく選民と同じような意味で民衆が参加するということは適當でない、むしろ参審制度がいいというふうな意見も出て、参審制度に移行しつつある国もあるようでございします。そういう点等も厳密に調査いたしまして、この問題について、めどを立てて行きたいというふうな考へておるのが現状でございします。

○龜田得治君 その五百名のアンケートというのは、どういう人たちから取つたものですか。

○政府委員(竹内壽平君) ここに調査結果をまとめた資料がございしますが、これは内閣官房審議室というところがございしますが、そこにお願いをいたしまして、輿論科学協会という所で世論調査をしていただいたのでございします。対象になりました方は、大学、高等専門学校卒業以上の方、有する方を対象に意見を求めたようでございします。かなりまあ法律的な問題も質問しておりますが、その中の二項目が民衆参加の制度の問題についての調査でございします。

○龜田得治君 その五百名というのは、こちらから特定人を指名して選んだものか、あるいは、よくやられるような、いわゆる抽出的な方法で機械的に抜き出してやつたものですか、どちらなんですか。

○政府委員(竹内壽平君) これは抽出方法のように聞いておりますが、何か調査研究所の方では、そういう高専卒とか、高専以上卒というふうなにつぎましては、またそういう名簿をこしらえて持つておるようでございまして、その中から抽出方法で選んだというふうな聞いております。

○龜田得治君 そうしますと、現在の社会の人たちの考へている気持ちを相当反映していると思ふんです。で、ともかく司法に對してもっと民衆が参加したい、その方向だけは、先ほどの御説明をちよつと聞きまして、これははいふんはつきり出てきているんじゃないかという感じがするんです。で、具体的に、しからばどういう形にするのが一番適當か、これはなかなか大問題に私なろうかと思ふんですが、少くとも現在の制度では、どうもいけないという点は非常にはつきりしていると思ふんです。現実には、たとえば告訴など檢察庁へ持つていく、けられる、また檢察庁に持つていく、けられる、まあ刑事訴訟法上認められたいろいろな手段を尽くしても、なかなかこの大衆の氣持がうまく乗らないようなケースが相当あるんですね。これは檢察庁も忙しい、しかし、ける方法として、そんな忙しいとはだれも言いませんよ。まあ一応やつて見たがだめだった。そういう点が相當あるわけなんです。現在特殊な、特にひどいものときどき問

題になるだけであつて、だからそういう面から見て、もう現在の刑事訴訟法で規定されておるような、ある程度の刑事訴訟に對する民衆の權利、こんなものはとてもまかなえないというふうな私どもも見ておるんです。その点はどういうふうな刑事局長お考えですか。

○政府委員(竹内壽平君) 私その点は全く龜田先生の御意見と同じでございしますが、ちよつと先ほど私、宙で申しましたので、数字をちよつと違つておりました。訂正させていただきます。この日本の刑事裁判に民間人を参与させるといふことについての意見で、なるべく早く実現するのが望ましいという回答を寄せた者が一六%でございします。それから、十分な準備期間を置いて実現するのが望ましいというものが二七・五%、それから、よく研究して見るべきだという意見を述べておられますのが四二・九%、望ましくないという反対意見を述べておられますのが八・二%、わからないが五・四%、こうなつております。それからあとの、それでは職業裁判官がいいかどうかという点でございしますが、この職業裁判官制度がいいという意見を述べておられますのが二九・六%、参審制度がいいというものが四二・三%、陪審制がいいというものが一六・二%、その他の意見が〇・九%、わからないのが一・一%、こういう数字になつております。

先ほどあの方を申ししたのは、大體間違つておりました。前の、前の部分がちよつと私の勘違いがございしましたので、訂正させていただきます。

○龜田得治君 まあただいま正確な数字を再度おつしやつてもらつたわけ

ですが、それを見ましても、最初の数字は一六%、二七・五%、こゝまでは賛成説ですね。そして、それに対する否定説は八%しかない、一番多いのは四二%ですが、これはよく研究して見るべきだ、だから、これはまあ賛成とも反対ともわからない、従つて、これは半分は割つて両方につけて見るとしますと、約七〇%が、やはりまあ大體その方向で進んでもらいたいという、やつぱり氣持が現われておると思うのです。それから、まああとの参審制度、陪審制度あるいは職業裁判官、こういう点の数字をちよつと見ましても、まん中のこの四二・三%と一六・二%、これが結局何らかの形におけるやはり民衆の参加を希望しておるのが同時にまたこういうふうな数字にも關係しておると思うのです。全然同じではないですが、で、私も職業裁判官が二九・六%、この数字がまあ陪審なり、参審制度の反対だというふうな解釈をしてみますと、ちよつと数字が合うわけですね、上と大體。上の、研究して見るべきだというのを半分に分けますと、大體同じ数字になつちやうパーセンテージとして。だから、大體これは筋の通つた数字が出てくるように思いますので、やつぱりこの方向で、積極的にいろいろな案を一つ作つて、そして草案の形でいいから、われわれも研究して見たいと思ふので、いろいろな案を一つ作つてもらいたいと思ひます。

それから、これに関連してですが、先ほど刑事局長もちよつとおつしやつたが、檢察官とか、裁判官の公選制ですね。これは外国でもやつておるところがある。私は、これは日本でも別に

やれぬことじゃないと思つてゐるんですがね、全部の裁判官、検察官をそういう形でやるかどうかは別として、これをやれば、もちろん立候補資格者は相当制限されてくると思ひますよ。だれでもというわけにはいかぬでしやう。ほんとうは、だれでもできるようなものがほんとうかもしれません。が、そんなわけにはいかない。やはり相当法律知識を持つてゐるとか、そういう経験を経ているとかということも必要かもしれない。だからこれも、ちよつとそんなことは頭からできないようなことを、さつきおつしやつたように私感じたんですが、大いに研究の余地があると思ふんですが、どうでしょう。

○政府委員(竹内義平君) 先ほどのアンケートの分析の点につきましては、私、亀田先生と全く頭の中で同じような分析をいたしましたもので、すなわち、宙で覚えておるということで申し上げたのが、まあ同じようなことを申し上げたような結果になつたわけでございます。その点は全く同感でございます。ただ、第二の公選の問題でございますが、これは私は理論として、どういふ形で責任を負うべきかという点につきまして、先ほど申し上げたわけでございますが、検察官というものを全く政治力から外へ置くという意味だったならば、まあ公選ということ、その地位を認められるということ、その地位を認められると言えないと私は思ひます。しかし、それが日本の国情その他から不適当だと私は断言しておるわけではございませんが、この段階では、まだ適当ではないんじゃないかというふうと思つておるのでござい

す。そうだといたしますと、やはり官僚組織の中に置く、そして大臣がその責任を負うという形、とにかく責任を明らかにする道を開いておかなければ、これはいけない、建前論としていけません。ではないかというふうと思つております。そういう意味で実は申し上げたのでございませう。

○亀田得治君 それじゃ、そういう檢察庁法十四条との關係を離れて、一般的に陪審制度とか、そういう司法制度の民主化という立場から、もっと本質的に考へた場合、どういふふうにお考へになるんですか。

○政府委員(竹内義平君) これはなかなかむづかしい問題でございますが、先年、もう数年前でございますが、わづかな期間でございますけれども、アメリカの司法制度を視察に参つたことがありますが、御承知のように、フェデラル・システムにおいては全部任命になつております。それからステートの檢察官は、公選と言ひますが、ジェネラル・ディストリクト・アトニーだけは公選でございます。その補助、アシスタント・ディストリクト・アトニーという次席以下の檢察官は、弁護士会の推薦を経て地方檢察正が任命するといふふうな形をとつておるところが多いのでございませう。この選挙がいかに任命がいかにという点は、あらう人も法律家の意見は必ずしも一致してないやうでございます。まあだんだん官僚化していくというのかどうか知りませんが、専門的な知識経験といたつたようなものがやはり必要になつて参つてゐるものだから、これはまあ檢察の面ばかりじゃない、行政面でも、そういう専門的なトップ・マネージャーみたいなものが、どんどんできてくるやうな傾向にあるやうでございませう。そういう意味で、必ずしもすぐまねをするのがいいかどうかというやうなことを、そのときに実は感じて歸つたことがあります。理論として、どういふふうな形で檢察なり、裁判を民主化するかということにつきましては、私も真剣に考へておりますが、今、にわかに公選がいいとかいふやうな、まだ意見を實は持つておらないのでございませう。アメリカの状況も、公選に踏み切るだけの実情の運用とは見て参らなかつたのでございませう。

○亀田得治君 まあ私は、外国の制度をすぐそのまままねるといったやうなことは、なかなかできない面があるやうと思ひます。それはわかっているんですが、たとえばイギリスにしてもアメリカの司法制度にしても、日本のよりは、はるかに民主化されておるんです。そういう一つの空氣なり、伝統といふものが積まれてきておるわけですね。で、そういう中では、社会の必要に応じて、むしろ裁判官なり、そういうものを専門化していく、専門の知識の必要性等に依つて、そのいうことがされても、そういう伝統がありますから、民主的な空氣というものはくずれないと思ふんですが、全体として、ところが日本の場合に、司法の民主化民主化と言つて、いろいろなことを多少はなさるわけですが、それが、それがちつとも實際に生かれないわけですね。それはもう日本の場合には、戦前からの長い敵とした一つの司法の空氣というものがある。それをどうしてほんとに民主化された制度のやうなところ

持つて行くかという、大きな問題にぶつかつてゐると思ふんです。しかし、あらまうそういうふうな民衆に開放してしまつて、裁判の能率が上らぬやうでも困るという意見が出るでしやうが、その意見にとらわれておつたら、結局、私はいつまでたつても今のままに行かぬと思ふんです。だから、そのかね合いをどうするかということ、は、むづかしい問題ですが、これはもう日本の司法制度が、ずつとますます民衆の信頼を得て行くかどうかという、大きな分れ道に來てゐると思ふんですね。だから、たとえば、こういうあつせん取賄罪を設けて取賄の規定を強化して、あるいは暴力關係の規定を強化して、あるいはいろいろな大衆団体、そういうところから、基本的人權の問題とか、そういう立場からやっぱり危惧といふものが出てくる。これは、私は、一つはそこに問題があるのだと思ふんです。司法制度全体に対する信頼というものが、民主的な基礎の上で確立されておれば、無用な疑いといふものは出てこないわけなんです。そういう意味で、いわゆる檢察・アッショ、こういうことに私は同調する意味じゃないに、もう少し基本的な立場で、こういう問題が問題になつたときを契機に、もつと前進して考へてほしいと思ふんです。そういう立場で、それで、私は現在のいろいろな檢察の運営、あるいは裁判所實際の進行状況、あるいは判決等を見ても、やっぱり法律的に間違ひのないやうにと、こういうことが法律を扱う人が法律を無視していいということになりませぬけれども、何も

そこに間違ひがないやうにという、こういうことが非常に強いのですよ。それは一面には正しいことですが、しかし社会的ないろいろな需要なり、傾向とどうマッチするか、その考慮がやっぱり足らぬです。たとえば裁判の進行にしても、だれかが損害賠償を請求してゐる。自動車でひかれて殺された、まあ今そういう自動車の損害賠償法等もありますが、それでまかなえない大きな損害が起きているといった場合、なかなかそういうものを請求して、裁判所はその需要に應ずるやうな状態になつていませんよ。ことに損害賠償といつたら、とにかくいつまでもやつてゐる。こんなものは裁判所の不信を招く一番大きな原因ですね。そこにそういう法律専門家でなければ、判決の、どうも法律の理由のつけ方がちよつとおかしいけれども、しかし現実にこういう損害が起きて、こちらの人は金の払える立場なのに、これをほうっておくのはけしからぬということ、早くそれじゃその金をもらへるやう処置をしてやるとか、こういうこれは一例ですけれども、とてもそういう点では私はもう司法は遊離してゐると思ふんです。だから専門の職業裁判官よりもほかの方がいいというのが約七〇％もあるんです。さっきの数字から言つと、これは職業裁判官に対する不信ですよ、一種の。だから決して職業裁判官の法律知識をこれは輕蔑してゐるのじゃない、社会的な希望がここに

出ているのです。だからこういう暴力立法とか、贈収賄といったやうな、一つ規定を強化される以上は、心配のないやうに、全体的に一つそのやうな面をもつと推進するやうにしてほ

うな面をもつと推進するやうにしてほ

うな面をもつと推進するやうにしてほ

うな面をもつと推進するやうにしてほ

これは参考人にもお聞きした点です

第三部 法務委員会会議録第二十九

号 昭和三十三年四月十七日 【参議院】

場合があるわけですが、私人

は免責にならないのですか。今の御説

うすれば、これはもう引つかかったき

りになるでしょう。そうなんです。か。
○政府委員(竹内壽平君) その通りでございませう。私人の場合には免責事由がないわけではございませうから、身分犯として引つかかる、こういうふうな考へ。そこに全面的に引つかかっておいて、正当業務で犯罪が阻却されるというふうな、そういうふうな言い方をしていたら、同じでございませうが、まあ私も、そういう場合に一度犯罪が成立するのだが、正当業務であるから許されるのだというふうな言い方をしないで、もうそれは正当業務であるから違法性を欠く場合なんだ、それだけ、へっこんでいるのだというふうな言い方をしておるわけではございませう。まあ、それはどういふふうにおっしゃっていただいても、その点は言い回しの関係で、要するに身分犯でございませうから、公務員である場合は、ひとしくどんなことであろうとも、一応構成要件に該当する以上は、犯罪の形をとるけれども、正当業務行為だから、その分は犯罪にならない。その犯罪にならないというのを、初めからもうそういう場合には犯罪にならない、こういうふうな申し上げたのでございませうけれども、私人としての関係で統一的に説明をするとは、一応、公務員である以上は該当するのであるけれども、私人は阻却事由がないが、弁護士は正当業務として阻却される、こういうふうな私に言い直しまして一向差しつかえないと思ひます。

○政府委員(竹内壽平君) その点も前回からの委員会でも、先生の御質問にお答え申し上げたつもりでございませうが、やはり個人として、個人としてと言ひますか、会社の重役という立場でなくして、会社の業務についてやっただけの場合には、これはもう問題になりません。引つかかりませう。けれども会社の業務としてやつた場合には、その場合も弁護士業務と同じように、正当業務というところで阻却される場合が、つまり違法性を欠く場合が大部分ではなからうかという意味のお答えを申し上げましたが、そのように私は考へておるのでございませう。

○政府委員(竹内壽平君) 理論としては、法人である会社でありましよう、個人の営業でありましよう、その営業という業務をやつたということでありませうならば、同様に解釈せざるを得ないと思ひます。ただ、なぜそういうふうな議論をしなければならぬかと申しますと、公務員の中には公選による公務員、特別職の公務員というものは、そういう兼業ができるわけではございませうから、そういう点から言ひましよう、兼業をさせておるというこの特別職の公務員制度というものが、それによつてさらに公共の大きな利益に奉仕するといふ考へから、そういう兼業を認められる場合があると思ひます。ないますか、そういうことになりませうならば、その兼業である業務というものを業務行為と見ざるを得ないのではなからうと思ひます。

○政府委員(竹内壽平君) ちよつとニュアンスが違つておつたかもしれませうが、私の考へ方としましては、業務によつて違法性を欠除するという意味が、正当業務だから違法性を阻却する、犯罪が一応成立して、そうして違法性が阻却されるから罪にならぬというふうな言い方をするか、その場合に、違法性を欠くということが、欠くということは、一たん成立した犯罪が不成立に終るといふのじやなくて、欠くということによつて、そういうものは初めから犯罪にならない、そういう場合にはどういふふうな言ひか、そのあとの方の言ひ方を、まあ説明にいたしておりましたので、結果において何かニュアンスができるような結果になりましたが、そこは學問上、どういふふうな言ひかというところは議論があるところではございませうが、一応構成要件に該当するのであるけれども、正当業務というところで犯罪にならないといふふうに訂正を申し上げまして、先生と同じ御説明の仕方にいたします。

○政府委員(竹内壽平君) その通りでございませう。私人の場合には免責事由がないわけではございませうから、身分犯として引つかかる、こういうふうな考へ。そこに全面的に引つかかっておいて、正当業務で犯罪が阻却されるというふうな、そういうふうな言い方をしていたら、同じでございませうが、まあ私も、そういう場合に一度犯罪が成立するのだが、正当業務であるから許されるのだというふうな言い方をしないで、もうそれは正当業務であるから違法性を欠く場合なんだ、それだけ、へっこんでいるのだというふうな言い方をしておるわけではございませう。まあ、それはどういふふうにおっしゃっていただいても、その点は言い回しの関係で、要するに身分犯でございませうから、公務員である場合は、ひとしくどんなことであろうとも、一応構成要件に該当する以上は、犯罪の形をとるけれども、正当業務行為だから、その分は犯罪にならない。その犯罪にならないというのを、初めからもうそういう場合には犯罪にならない、こういうふうな申し上げたのでございませうけれども、私人としての関係で統一的に説明をするとは、一応、公務員である以上は該当するのであるけれども、私人は阻却事由がないが、弁護士は正当業務として阻却される、こういうふうな私に言い直しまして一向差しつかえないと思ひます。

○政府委員(竹内壽平君) これは、まあここで議論しておりますのは理論としてですね、申し上げておるのでございませうが、会社の重役とは言ひながら、全く個人も同様であるといふふうな事実関係にある会社の重役でございませうならば、これは事実認定の問題として別途理解しなければならぬと思ひますが、理論として申しますと、会社の業務というところでその行為がなされたといふふうなことになるならば、それはやはり業務行為と見なければならぬのじやないか、個人の行為とは違つておるといふふうな考へておるのであります。

○政府委員(竹内壽平君) 私の言ひ方が悪かつたかもしれませうが、弁護士というふうなものは、初めから除外されておるといふのじやなくて、処罰されないというのじやなくて、意図で申し上げたのでございまして、その点は先ほど、こういうふうな言ひ直しても一向支障ないと思ひます。というふうにお答え申し上げましたように、一応引つかぶつてくる。そして正当業務でその違法性が欠除される、違法性を欠除するといふふうな解釈していいと思ひます。その点は、まあ亀田先生の考へ、推理の仕方とそう違ひないつもりでございませう。

○大川光三君 ただいま亀田委員に対する御答弁を承つておりますと、株式会社取締役が、株主総会の決議に基づいて本条に該当するようなあつせん行為をやつたといふときには、それは罪にならないのだ、かようにおっしゃつた。そこで、そのときは請託といふことに關して伺つた質問であつたんですが、その当時の御答弁は、何ですか、あれは請託がないから罪にならぬといふことですか、あるいは正当業務といふことから違法性を阻却するといふことになるのですか、その点の御見解を伺ひたい。

○政府委員(竹内壽平君) あれは御指摘のようによつて、請託が果してあるかどうかという点が御議論であつたわけではございませう。理論として申しますと、会社の業務というところでその行為がなされたといふふうなことになるならば、それはやはり業務行為と見なければならぬのじやないか、個人の行為とは違つておるといふふうな考へておるのであります。

○政府委員(竹内壽平君) 理論としては、法人である会社でありましよう、個人の営業でありましよう、その営業という業務をやつたということでありませうならば、同様に解釈せざるを得ないと思ひます。ただ、なぜそういうふうな議論をしなければならぬかと申しますと、公務員の中には公選による公務員、特別職の公務員というものは、そういう兼業ができるわけではございませうから、そういう点から言ひましよう、兼業をさせておるというこの特別職の公務員制度というものが、それによつてさらに公共の大きな利益に奉仕するといふ考へから、そういう兼業を認められる場合があると思ひます。ないますか、そういうことになりませうならば、その兼業である業務というものを業務行為と見ざるを得ないのではなからうと思ひます。

○政府委員(竹内壽平君) 私の言ひ方が悪かつたかもしれませうが、弁護士というふうなものは、初めから除外されておるといふのじやなくて、処罰されないというのじやなくて、意図で申し上げたのでございまして、その点は先ほど、こういうふうな言ひ直しても一向支障ないと思ひます。というふうにお答え申し上げましたように、一応引つかぶつてくる。そして正当業務でその違法性が欠除される、違法性を欠除するといふふうな解釈していいと思ひます。その点は、まあ亀田先生の考へ、推理の仕方とそう違ひないつもりでございませう。

○大川光三君 ただいま亀田委員に対する御答弁を承つておりますと、株式会社取締役が、株主総会の決議に基づいて本条に該当するようなあつせん行為をやつたといふときには、それは罪にならないのだ、かようにおっしゃつた。そこで、そのときは請託といふことに關して伺つた質問であつたんですが、その当時の御答弁は、何ですか、あれは請託がないから罪にならぬといふことですか、あるいは正当業務といふことから違法性を阻却するといふことになるのですか、その点の御見解を伺ひたい。

○政府委員(竹内壽平君) あれは御指摘のようによつて、請託が果してあるかどうかという点が御議論であつたわけではございませう。理論として申しますと、会社の業務というところでその行為がなされたといふふうなことになるならば、それはやはり業務行為と見なければならぬのじやないか、個人の行為とは違つておるといふふうな考へておるのであります。

○政府委員(竹内壽平君) 理論としては、法人である会社でありましよう、個人の営業でありましよう、その営業という業務をやつたということでありませうならば、同様に解釈せざるを得ないと思ひます。ただ、なぜそういうふうな議論をしなければならぬかと申しますと、公務員の中には公選による公務員、特別職の公務員というものは、そういう兼業ができるわけではございませうから、そういう点から言ひましよう、兼業をさせておるというこの特別職の公務員制度というものが、それによつてさらに公共の大きな利益に奉仕するといふ考へから、そういう兼業を認められる場合があると思ひます。ないますか、そういうことになりませうならば、その兼業である業務というものを業務行為と見ざるを得ないのではなからうと思ひます。

○政府委員(竹内壽平君) 私の言ひ方が悪かつたかもしれませうが、弁護士というふうなものは、初めから除外されておるといふのじやなくて、処罰されないというのじやなくて、意図で申し上げたのでございまして、その点は先ほど、こういうふうな言ひ直しても一向支障ないと思ひます。というふうにお答え申し上げましたように、一応引つかぶつてくる。そして正当業務でその違法性が欠除される、違法性を欠除するといふふうな解釈していいと思ひます。その点は、まあ亀田先生の考へ、推理の仕方とそう違ひないつもりでございませう。

○大川光三君 ただいま亀田委員に対する御答弁を承つておりますと、株式会社取締役が、株主総会の決議に基づいて本条に該当するようなあつせん行為をやつたといふときには、それは罪にならないのだ、かようにおっしゃつた。そこで、そのときは請託といふことに關して伺つた質問であつたんですが、その当時の御答弁は、何ですか、あれは請託がないから罪にならぬといふことですか、あるいは正当業務といふことから違法性を阻却するといふことになるのですか、その点の御見解を伺ひたい。

○政府委員(竹内壽平君) あれは御指摘のようによつて、請託が果してあるかどうかという点が御議論であつたわけではございませう。理論として申しますと、会社の業務というところでその行為がなされたといふふうなことになるならば、それはやはり業務行為と見なければならぬのじやないか、個人の行為とは違つておるといふふうな考へておるのであります。

○政府委員(竹内壽平君) 理論としては、法人である会社でありましよう、個人の営業でありましよう、その営業という業務をやつたということでありませうならば、同様に解釈せざるを得ないと思ひます。ただ、なぜそういうふうな議論をしなければならぬかと申しますと、公務員の中には公選による公務員、特別職の公務員というものは、そういう兼業ができるわけではございませうから、そういう点から言ひましよう、兼業をさせておるというこの特別職の公務員制度というものが、それによつてさらに公共の大きな利益に奉仕するといふ考へから、そういう兼業を認められる場合があると思ひます。ないますか、そういうことになりませうならば、その兼業である業務というものを業務行為と見ざるを得ないのではなからうと思ひます。

○政府委員(竹内壽平君) 私の言ひ方が悪かつたかもしれませうが、弁護士というふうなものは、初めから除外されておるといふのじやなくて、処罰されないというのじやなくて、意図で申し上げたのでございまして、その点は先ほど、こういうふうな言ひ直しても一向支障ないと思ひます。というふうにお答え申し上げましたように、一応引つかぶつてくる。そして正当業務でその違法性が欠除される、違法性を欠除するといふふうな解釈していいと思ひます。その点は、まあ亀田先生の考へ、推理の仕方とそう違ひないつもりでございませう。

○大川光三君 ただいま亀田委員に対する御答弁を承つておりますと、株式会社取締役が、株主総会の決議に基づいて本条に該当するようなあつせん行為をやつたといふときには、それは罪にならないのだ、かようにおっしゃつた。そこで、そのときは請託といふことに關して伺つた質問であつたんですが、その当時の御答弁は、何ですか、あれは請託がないから罪にならぬといふことですか、あるいは正当業務といふことから違法性を阻却するといふことになるのですか、その点の御見解を伺ひたい。

ざいますが、請託の点は除きまして、正当業務行為という意味で違法性を欠く場合があるというふうに理解いたします。

○大川光三君 今度は弁護士の場合、今の御答弁によりますと、まあ議員であるわれわれ弁護士は、こういう該当事業をやれば、常にその罪を犯してやる、こういうようなことになりませんか。けれども、それは違法性がないから、これを罰しないということは、亀田委員が言われるように、罪は成立するんだけれども、三十五条でその違法性が阻却されるという解釈か、もともと正当業務をやっているんですから、初めから本罪は成立しないのだという解釈をとるべきかという点について、ちょっと疑問を持っておりますから、伺います。

○政府委員(竹内壽平君) その点は理屈がいろいろあると思いますが、正当業務行為の違法性を欠くという場合として、よく刑法の本に書いてありますのは、お医者さんが手術する場合でございますね。あれで、執刀いたしますが、常に傷害罪が成立して、それが違法性が阻却されて罪にならないのだというのではなくて、一応構成要件に該当するような、傷害という行為があるのだけれども、それは、まあ初めから犯罪にならぬのだという意味で説明されておるわけでありまして。そういう意味で、その部分だけ欠けておるんだというふうな言い方をいたしますか、一応構成要件に該当する行為ではあるんだが、正当業務行為で、違法性を欠くというふうに、そのところはお医者さんの手術と同じようにお考えいただきたいんじゃないかと思ひます。

○大川光三君 そういたしますと、まあ私の考えは、もし弁護士としてこういうようなことをやる場合は、もちろん請託もありませんし、報酬もあらかじめ約束があつて取る。そういう場合には、弁護士としての行動をやる場合には、公務員という資格が眠っていないければならぬ、表に出ていないと私は考えるのですが、どうでしょう。弁護士として業務をやる場合には、公務員という肩書があつても、その公務員という資格からは全然離れて行動してゐるのであつて、それをことごとくに、弁護士の行動が公務員という資格と、また弁護士という資格と二つの資格があつて常に活動しているというふうに見られますと、われわれはほんとうに弁護士として安んじて仕事ができないという感じがするのですが、いかがですか。

○政府委員(竹内壽平君) それはもう安んじて仕事をしたいだいていいわけでございますが、ただ、まあ身分犯という考え方でございますので、眠っているというふうに御説明をしたならば御納得がいきますか、とにかく幾ら弁護士でありましても、同時に議員であります限りは、「議員」がないうふうには言えないわけでございます。けれども、絶えず傷害罪を犯して、あとで手術だからというので違法性が阻却されるというふうな、そんな不安なお気持ちで仕事をなさる必要はない、もう安心して仕事をしたいだいていいわけでありまして。その理論づけについては法学上いろいろあると思ひますが、私どもが兼業しております場合に、他の業務という形でを行いました場合には、そういう意味で犯罪にならないのだということを申し上げておるの

であります。

○大川光三君 これは実際問題で、実は今、席におられませんが、大先輩の議員から、名刺を作るときに、参議院議員、弁護士何がし、こういうように作れと教えてもらったわけですが、ところが、これをうかつに、この名刺を持って諸官庁へ頼みに行くと、あとで立証のときに、弁護士としての行動じゃないんじやないか、参議院議員、弁護士一松定吉と書いてあつたじゃないかという、実際問題としてそういうことが起つてくるのだと思ひますが、そういうときの御見解はいかがでしょう。

○政府委員(竹内壽平君) 検察庁では、きわめて常識的にそういうものは考えますから、まあ参議院議員というのと二つ並べてありまして、今そこへおいでになつた趣旨が、弁護士としておいでになつたか、国会議員としておいでになつたかは、事柄の性質上わかることでございますので、そのため、ときに被害をこうむるというようなことは万々あるまいと考へております。

○大川光三君 まあ君子は危うきに近よらずで、私は名刺をかえて、弁護士大川光三と、参議院議員大川光三と、まあ二通作の必要があると思つてゐるのであります。

○委員長(青山正一君) 本日の審査はこの程度にとどめます。

次回は、明十八日金曜日午前十時、裁判官の報酬、検察官の給与の改正案の残余の部分、討論採決及び刑法関係の三案を議題といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時四分散会

昭和三十三年四月二十三日印刷

昭和三十三年四月二十四日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局